

第3次宇都宮市環境基本計画の進捗状況 について

目 次

分野別の基本施策について	P 1
--------------	-----

基本施策の進捗状況

1 地球環境	P 2
2 廃棄物	P 4
3 自然環境	P 6
4 生活環境	P 8
5 人づくり	P 10

構成事業の評価

1 地球環境	P 12
2 廃棄物	P 22
3 自然環境	P 28
4 生活環境	P 40
5 人づくり	P 44

分野別の基本施策について

分野別の基本施策は、「地球環境」、「廃棄物」、「自然環境」、「生活環境」、「人づくり」の5分野に分けて、個別に取り組むべき施策・事業として網羅的に設定した。

1

地球環境

① 低炭素化の促進

(1)家庭における低炭素化の促進 (2)事業所における低炭素化の促進 (3)市役所における低炭素化の促進

自立分散型エネルギーの普及促進

(1)創エネルギー・蓄エネルギーの普及促進 (2)地域ポテンシャルを生かした新たなエネルギーの活用

環境にやさしいまちづくりの推進

(1)環境負荷の少ない都市整備 (2)エコで便利な交通体系の構築 (3)気候変動への適応策の推進

2

廃棄物

① ごみの発生抑制・再使用の促進

(1)普及啓発の推進 (2)発生抑制・再使用の推進

資源循環利用の推進

(1)資源循環利用の推進 (2)各主体による資源化の推進

適正な処理の推進

(1)適正な収集・処理・処分体制の推進 (2)不法投棄の未然防止・拡大防止

3

自然環境

① 生物多様性の保全

(1)生物多様性保全に関する意識の醸成 (2)生きものとその生息・生育環境の保全の推進

自然と共生したまちづくりの推進

(1)農地等の多面的機能の維持向上 (2)都市の緑の保全と創出

(3)水資源の確保 (4)河川環境の保全と創出 (5)良好な景観の保全と創出

4

生活環境

① 環境調査、監視等の充実

(1)大気汚染状況の監視 (2)水質汚濁状況の監視 (3)騒音振動の調査 (4)放射線や化学物質の調査

発生源対策の充実

(1)工場・事業場の監視・指導 (2)事業者等への意識啓発 (3)自動車排出ガス対策の充実

(4)生活排水対策の充実

5

人づくり

① 「もったいない」のこころの醸成

(1)市民総ぐるみによるもったいない運動の推進 (2)もったいない運動を取り入れたイベントの開催

自ら学び、自ら行動する人づくりの推進

(1)環境学習の場と機会の提供 (2)地域における環境保全活動を担う人材の育成

「もったいない」のこころによる実践行動の場と機会の充実

(1)各主体による環境配慮行動の推進 (2)多様な活動主体間の連携促進

【基本施策の進捗状況：地球環境分野】

基本施策		施策指標	指標所管課	R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5
1-1-1	家庭における 低炭素化の促進	市民1人当たりの温室効果ガス排出量（年）	参考値	3.58t-CO2 (H30)	3.30 (R1)	3.16 (R2)	3.03 (R3)	2.89 (R4)
			※目安値			3.11 (R2)	2.97 (R3)	2.82 (R4)
			実績値	3.58 (H30)	3.19 (R1)	3.09 (R2)	3.12 (R3)	3.15 (R4)
1-1-2	事業所における 低炭素化の促進	事業者の温室効果ガス排出量（年）	参考値	223.6万t-CO2 (H30)	214.5 (R1)	210 (R2)	205.5 (R3)	201.0 (R4)
			※目安値			207.5 (R2)	199.6 (R3)	191.7 (R4)
			実績値	232.7 (H30)	219.5 (R1)	207.5 (R2)	224.0 (R3)	213.8 (R4)
1-1-3	市役所における 低炭素化の促進	市有施設における温室効果ガス排出量（年）	参考値	91,874t-CO2	89,278	86,683	84,087	81,491
			※目安値			82,600	76,533	70,467
			実績値	91,874	84,379	82,552	73,129	77,510
1-2-1	創エネルギー・蓄エネルギーの普及 促進	太陽光発電設備導入世帯数（累計）	参考値	17,957世帯	18,964	19,971	20,979	21,986
			※目安値				21,043	26,196
			実績値	17,957	18,902	19,821	21,043	22,227
1-2-2	地域のポテンシャルを生かした新たなエネルギーの活用	冷熱エネルギーを活用した事業への参入者数（累計）	参考値	6事業者 (R2)	6	7	8	8
			※目安値				7	7
			実績値	5 (R2)	5	7	7	6
1-3-1	環境負荷の少ない都市整備	地域新電力による温室効果ガス削減量（累計）	参考値	0t-CO2 (R2)	0	1,560	3,120	4,680
			※目安値				2,769	4,446
			実績値	0 (R2)	0	1,114	2,769	4,411
1-3-2	エコで便利な交通体系の構築	公共交通夜間人口カバー率（年）	参考値	91.9%	92.8%	93.8%	94.7%	95.6%
			※目安値		90.8%	91.7%	92.6%	93.6%
			実績値	90.0%	90.5%	90.7%	90.8%	92.5%
1-3-3	気候変動への 適応策の推進	適応をテーマとした出前講座等の数（年）	参考値	—	2回	3	5	7
			実績値	—	3回	1	5	1

※目安値については、宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において新たに設定した数値

R6	R7 (見込値)	R1 2 (目標値)	施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
2.75 (R5)	2.61 (R6)		B	B	概ね順調	・市民1人当たりの温室効果ガス排出量について、令和5年度（R4実績）は目標値を下回った。 ・これは電力の使用量の増加に加え、単身世帯や核家族世帯の増加など、エネルギー効率の低さが影響したが、家庭における省エネ機器の導入や再生可能エネルギーの普及などにより、目標値に到達していないものの基準値を下回っている。 ・引き続き、補助事業等による家庭における再エネ導入促進や、市民における環境負荷を減らす取組について、市ホームページ等により普及啓発を行うなど、家庭における脱炭素化を促進していく。
2.68 (R5)	2.54 (R6)	1.68				
算定中			92%			
196.4 (R5)	191.9 (R6)		B	B	概ね順調	・事業者の温室効果ガス排出量について、令和5年度（R4実績）は目標値から下回る結果となった。 ・事業者における二酸化炭素排出削減率については、目標値に到達していないものの、前年度から減少が図られている。これは、省エネ設備機器や高効率機器の導入などが進んでいるものと推察される。 ・引き続き、補助事業について関係機関と連携し広く情報発信を行うなど、事業者における脱炭素経営を促進していく。
183.8 (R5)	175.9 (R6)	128.6				
算定中			94%			
78,896	76,300		B	B	概ね順調	・市有施設の温室効果ガス排出量について、令和5年度は目標値を上回る結果となった。 ・一方で、令和4年度から増加しており、これはクリーンパーク茂原でのごみ焼却量が例年の水準に戻ったことによるものである。 ・引き続き、エネルギー使用量の削減とともに、再生可能エネルギーの創出・使用等により一層促進していく。
64,400	58,334	28,000				
算定中			95%			
22,993	24,000	62,264	A	B	順調	・太陽光発電設備導入世帯数について、令和6年度は目標値を上回る結果となった。 ・これは、太陽光の設置費用の低下と電気代の高騰が要因と考えられる。 ・引き続き、太陽光発電に対する補助事業等について、市民・事業者に積極的な周知を行い、市内における更なる太陽光発電設備の導入を促進する。
31,348	36,501	62,264				
23,288			100%			
9	10	10	B	B	概ね順調	・冷熱エネルギーを活用した事業への参入者数について、令和6年度は目標値を下回る結果となったが、1事業者が新規参入し栽培面積も増加した。 ・冷熱エネルギーの利用促進および安定的・持続的な活用に向け、令和元年度～3年度に実施したモニタリング調査結果を踏まえ、最適な熱利用・管理方策の指針を取りまとめた「冷熱エネルギー利用ガイドライン」を活用するとともに、新規参入を希望する事業者に対し、大谷地域や冷熱エネルギーについて説明するなど、事業者誘致のための案内・説明・PRを実施した。 ・今後も、引き続き、民間事業者が行う冷熱利用機器の導入等を支援するとともに、「冷熱エネルギー利用ガイドライン」を活用した事業のPR等を行うなど、冷熱エネルギー活用事業のさらなる拡大を図る。
8	8	10				
7			77%			
6,240	7,800		A	B	順調	・地域新電力による温室効果ガス削減量について、令和6年度は目標値を上回る結果となった。 ・これは令和5年度に比べ、宇都宮ライトパワー(株)において再生可能エネルギーが確保され、電力のCO2排出係数が減少したためである。 ・引き続き、宇都宮ライトパワー(株)と連携を図りながら、市有施設の電力切替を推進していく。
6,123	7,800					
13,901			100%以上			
96.6%	97.5%	100	B	B	概ね順調	・公共交通夜間人口カバー率について、令和6年度は目標を下回る結果となったが、市街地部に於いて新たに1地区で地域内交通が導入されたことに伴い、カバー率が上昇した。 ・今後は、駅西側ライトライン延伸とあわせたバス路線再編の内容の検討を進めるとともに、地域内交通の導入地区の拡大に引き続き取り組んでいく。
94.5%	95.4%	100%				
93.5%			97%			
8	10回	10	C	B	やや遅れ	・適応をテーマとした出前講座等の数について、令和6年度は前年度よりも増加したが、目標を大きく下回る結果となった。 ・当該テーマに関し、他の関連する出前講座においても適応に向けた取組の紹介等を行っており、一定の普及啓発を図ってきた。 ・引き続き、カーボンニュートラルの実現に向けて、幅広い世代を対象に普及啓発に取り組んでいく。
4			50%			

【基本施策の進捗状況：廃棄物分野】

基本施策		施策指標	指標所管課	R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5
2-1-1	普及啓発の推進	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数（累計）	参考値	26,463件	30,553	34,642	38,732	42,821
			※目安値				50,891	50,927
			実績値	26,463	34,409	42,984	50,891	57,556
2-1-2	発生抑制・再使用の促進	市が実施したフードドライブの参加者数（年）	参考値	121人	168	214	261	307
			※目安値				832	788
			実績値	121	49	298	832	970
2-2-1	資源循環利用の推進	市が主体となって取り組む廃棄物系バイオマスの資源化量（年）	参考値	514t	678	843	1,007	1,171
			※目安値				815	1,043
			実績値	426	947	1,075	815	1,191
2-2-2	各主体による資源化の促進	市民から依頼のあった分別講習会と出前講座の開催件数（年）	参考値	67回	68	68	69	69
			※目安値				56	61
			実績値	67	5	11	56	46
2-3-1	適正な収集・処分体制の推進	行政収集等実施率（年）	参考値	100%	100%	100%	100%	100%
			実績値	100%	100%	100%	100%	100%
2-3-2	不法投棄の未然防止・拡大防止	不法投棄の事案の解決率（年）	参考値	97.8%		98.0%	98.0%	98.0%
			実績値	97.8%		99.5%	98.5%	99.3%

※目安値については、宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において新たに設定した数値

R6	R7 (見込値)	R1 2 (目標値)	施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
46,911	51,000	71,450	A	B	順調	・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数について、令和6年度は目標値を上回る結果となった。 ・分別講習会や市ホームページ、広報紙等の様々な機会や媒体を活用した周知啓発を実施した結果、目標を上回るダウンロード数となっており、市民に対し幅広い周知啓発が図られている。 ・引き続き、様々な機会や媒体を活用したごみ分別アプリの周知を行い、ダウンロード数の増加を図る。
50,964	51,000	-				
64,189			100%以上			
354	400	635	A	B	順調	・市が実施したフードドライブの参加者について、令和6年度は目標値を上回る結果となった。 ・分別講習会やイベントなどの様々な機会を活用した周知啓発に努めた結果、個人からの寄付だけでなく企業単位でのフードドライブ活動が増加しており、食品ロスの発生抑制が図られている。 ・引き続き、様々なイベント等の機会を通じ、個人はもとより事業者の参加を募りながら、参加者数の増加を図る。
744	700	-				
855			100%以上			
1,336	1,500	-	B	B	概ね順調	・市が主体となって取り組む廃棄物系バイオマスの資源化量について、令和6年度は当初の目標値を下回った。 ・これは、剪定枝の資源化について、令和5年度は小中学校の危険樹木の優先的な伐採により一時的に増加したが、令和6年度は平時に戻ったためである。 ・令和6年度から市内8校の小中学校において給食残渣の資源化（堆肥化）の実証実験を行い、新たな廃棄物系バイオマスの資源化に努めており、引き続き、剪定枝の拠点回収や市有地から発生する剪定枝の資源化等による資源化量の安定的な確保に努めるとともに、令和6年度から2か年にかけて市内8校の小中学校において給食残渣の資源化（堆肥化）の実証実験を行い、新たな廃棄物系バイオマスの資源化を検討していく。
1,272	1,500	-				
1,193			89%			
70	70回以上	70	B	B	概ね順調	・市民から依頼のあった分別講習会と出前講座の開催件数について、令和6年度は目標値を下回る結果となった。 ・ホームページや広報紙などによる講習会等の周知やリサイクル推進員を通じた開催機会の拡充に取り組んだ結果、目標達成には至らなかったものの、環境出前講座の開催依頼が前年度から増加しており、ごみの減量化・資源化に向けた地域住民への周知啓発の機会の拡大につながっている。 ・引き続き、企業や学生など幅広い世代を対象とする周知を行い、開催件数の増加を図っていく。
65	70回以上	-				
54			77%			
100%	100%を維持	100%	A	B	順調	・行政収集等実施率について、令和6年度は目標値を達成した。 ・行政収集及び工場への搬入予定日に対し、予定どおり、安定的かつ適正に行政収集及び受入を行うことができており、適正な収集・処分体制の推進が図られている。 ・委託契約の更新に向けて、ごみ収集量の均衡化などを検討しながら、引き続き、適切な収集・処分体制を確保し、安全かつ適正に処理を行う。
100%			100%以上			
98.0%	98.0%	-	A	B	順調	・不法投棄事案の解決率について、令和6年度は目標値を達成した。 ・これは警察と連携して特定した行為者等や土地登記簿等の調査に基づく管理者等への適正処理の指導、地域住民等が実施している不法投棄監視活動（監視パトロールや清掃活動等）への投棄物の回収支援など、不法投棄の早期発見・早期対応に取り組んだ結果である。 ・地域による不法投棄監視活動への継続的な支援や、監視パトロール等による巡回監視などに取り組むとともに、高性能の監視カメラを拡充し、監視の強化を図るなど、各種取組を総合的・計画的に進めていく。
98.8%			100%以上			

【基本施策の進捗状況：自然環境分野】

基本施策		施策指標	指標所管課	R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5
3-1-1	生物多様性保全に関する意識の醸成	「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合（年） （生物多様性の認知度）	参考値	33.6% (R2)	33.6%	41.9%	50.2%	58.4%
			実績値	33.6%	33.6%	40.8%	44.6%	34.7%
3-1-2	生きものとその生息・生育環境の保全の推進	外来種の影響に関する認知度（年）	参考値	64.8% (R2)	64.8%	69.8%	74.9%	79.9%
			実績値	64.8%	64.8%	84.9%	85.8%	88.4%
3-2-1	農地等の多面的機能の維持向上	市内農地における環境保全活動カバー率（累計）	参考値	39.3%	46.1%	52.9%	59.7%	66.4%
			※目安値		40.3%	40.7%	41%	41.4%
			実績値	39.3%	38.1%	38.8%	38.6%	39.9%
3-2-2	都市の緑の保全と創出	緑地保全・緑化推進に係る活動箇所数（累計）	参考値	301箇所	328	333	338	346
			実績値	301	325	327	335	343
3-2-3	水資源の確保	雨水貯留施設等設置費補助件数（H28からの累計）	参考値	378件	666	953	1,241	1,528
			実績値	865件	1,129件	1,298件	1,432件	1,564件
3-2-4	河川環境の保全と創出	河川の整備率（都市河川、準用河川）（累計）	参考値	62.2% (R2)	62.3%	62.6%	62.8%	65.2%
			実績値	62.4%	62.5%	63.8%	64.4%	64.7%
3-2-5	良好な景観の保全と創出	景観形成重点地区等の指定数（累計）	参考値	7地区	9	9	10	10
			実績値	7	8	8	8	8

※目安値については、宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において新たに設定した数値

R6	R7 (見込値)	R1 2 (目標値)	施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
66.7%	75.0%	-	C	B	やや遅れ	・「「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合（生物多様性の認知度）」については、令和6年度は昨年度よりやや向上したものの、目標値を下回る結果となった。 ・広報紙、自治会回覧、ホームページ、X、パネル展等の様々な広報媒体を活用した情報発信、環境学習センターと連携した自然観察会や各種イベント等の実施により、一定の周知啓発を図ることができた。 ・今後は、生物多様性の認知度の向上を図るため、各世代に適した様々な広報媒体を活用して身近でわかりやすい情報発信や、学校と連携した「宇都宮学」による学び場の提供や自然とふれあう体験型プログラムの充実を図っていく。
37.6%			56%			
85.0%	90.0%	-	A	B	順調	・外来種の影響に関する認知度について、令和6年度は目標値を上回る結果となった。 ・外来種に関する各種媒体・機会を活用した周知啓発等により、外来種が及ぼす影響に関する認知度を維持することができた。 ・引き続き、外来種が及ぼす影響に関する認知度を向上させる必要があり、より効果的な周知内容の検討等を行っていく。また、本市の生物多様性を次世代へとつなげていくため、令和5・6年度に実施した自然環境基礎調査の結果を踏まえ、本市の実情に応じた生物多様性保全の施策案を検討していく。
87.1%			100%以上			
73.2%	80.0%	-	C	B	やや遅れ	・市内農地における環境保全活動カバー率については、令和6年度は目標値を下回る結果となった。 ・多面的機能支払交付金制度に取り組んでいる地域は、地域住民との共同作業により、良好な農村環境の保全を実現しているものの、市内農地における環境保全活動カバー率はほぼ横ばいとなっている。 ・今後は、カバー率の向上を図るため、既存組織や活動組織のない地域に対し、非農業者も巻き込んだ個別説明会や地域からの相談等の機会を捉え、多面的機能支払交付金による活動のメリットなどを示しながら、エリアの拡大や新規組織の立ち上げを促進していく。 ・また、令和5年度に設立した広域活動組織を支援するとともに、広域活動組織への未加入組織に対し、個別説明等の機会を捉え、事務処理を一元化することで負担感を軽減し、本来の農村環境保全活動に注力できるなどのメリット等を説明し、加入促進を図っていく。
41.8%	42.2%	44.0%				
39.6%			54%			
352	358	370	B	B	概ね順調	・緑地保全・緑化推進に係る活動箇所数については、令和6年度は目標値を下回る結果となった。 ・これは、花苗配布などの支援による地域での緑化活動の実施箇所数の減によるものである。 ・今後は、各樹林地における緑地保全活動や地域緑化花苗配布事業などの緑化推進のための支援についてPRを強化し、緑化活動実施箇所数の増加による都市の緑の保全と創出に取り組んでいく。
332			94%			
1,816	2,103	-	B	B	概ね順調	・雨水貯留施設等設置費補助件数について、令和6年度は目標値に対し91%を達成できた。 ・これは、市民や事業者の皆様へによる民有地への雨水貯留・浸透施設の設置が促進されるよう、周知活動等に取り組んだ結果である。 ・今後は、水資源の確保に対する意識を更に向上させるため、雨水貯留・浸透施設の設置費補助制度を活用いただけるよう、様々な機会を捉えたPR・周知活動を行い、雨水の有効利用に対する市民理解と意識醸成に取り組む。
1,655件			91%			
65.9	66.6	70	B	B	概ね順調	・河川の整備率（都市河川、準用河川）については、令和6年度は目標値を下回る結果となった。 ・「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」に掲げている溢水・浸水被害の軽減に向け、計画的な河川整備に取り組んだ。
65.5%			99%			
11	11	12	B	B	概ね順調	・景観形成重点地区等の指定数については、鬼怒通り駅東地区を景観形成重点地区等に新たに指定したが、目標値を下回る結果となった。 ・釜川周辺地区などにおいて、地元協議会等と連携し意見交換や、景観形成に対する検討を実施するなど、景観形成重点地区等の指定に向けた取り組みを進めることができた。 ・今後も、各地区における景観形成の検討を進めるとともに関連計画の進捗状況にあわせて、景観づくり指針（案）や景観形成基準（案）などについて、地元住民や事業者などと意見交換を行い、地区指定に向けた合意形成のための理解促進に取り組んでいく。
9			82%			

【基本施策の進捗状況：生活環境分野】

基本施策		施策指標	指標所管課	R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5
4-1-1	大気汚染状況の監視	光化学オキシダントの環境基準達成率（年）	参考値	92.7%	93.9%	95.1%	96.4%	97.6%
			実績値	92.7%	93.7%	94.5%	94.5%	93.7%
4-1-2	水質汚濁状況の監視	河川水の生物化学的酸素要求量に係る基準達成率（年）	参考値	94.4%	95.3%	96.3%	97.2%	98.1%
			実績値	94.4%	88.9%	94.4%	94.4%	94.4%
4-1-3	騒音振動の調査	自動車騒音に係る環境基準達成率（年）	参考値	93.8%	94.8%	95.9%	96.9%	97.9%
			実績値	93.8%	93.1%	94.5%	94.5%	94.1%
4-1-4	放射線や化学物質の調査	ダイオキシン類の環境基準達成率（年）	参考値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			実績値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4-2-1	工場・事業場の監視・指導	工場・事業場における排出基準超過件数（年）	参考値	6件	5	4	3	2
			実績値	6	3	2	3	0
4-2-2	事業者等への意識啓発	良好な生活環境の確保に係る市民満足度（年）	参考値	35.7% (R2)	35.7%	36.5%	37.4%	38.2%
			実績値	35.7%	35.7%	39.3%	34.7%	51.5%
4-2-3	自動車排出ガス対策の充実	電気自動車補助件数（累計）	参考値	5件	88	170	253	335
			※目安値				-	342
			実績値	5	7	14	163	342
4-2-4	生活排水対策の充実	生活排水処理人口普及率（累計）	参考値	98.7%	99.1%	99.4%	99.7%	99.8%
			実績値	98.7%	99.1%	99.3%	99.3%	99.4%

※目安値については、宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において新たに設定した数値

R6	R7 (見込値)	R1 2 (目標値)	施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
98.8%	100.0%	100.0%	B	B	概ね順調	・光化学オキシダントの環境基準達成率については、令和6年度は目標値を下回る結果となった。 ・大気汚染防止法に基づき、市域における大気中の光化学オキシダントやPM2.5など、大気汚染物質の常時監視を適切に実施した。 ・本市の大気は良好に保全され、光化学スモッグ注意報発令回数も減少傾向にあり、光化学スモッグ注意報発令がなかったものの、注意報等発令時における適切な対応を継続する必要がある。 ・大気の状態を適切に把握するため、測定機器等の適正保守や費用対効果も考慮した計画的な更新により、測定値の信頼性を確保していく。 ・市民の安全安心確保のため、光化学スモッグ注意報等発令時には、引き続き、適切かつ迅速な周知を行っていく。
93.4%			94%			
99.1%	100.0%	100.0%	B	B	概ね順調	・河川水の生物化学的酸素要求量に係る基準達成率について、令和6年度は目標値を下回る結果となった。 ・水質汚濁防止法及び栃木県の「公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、市域における河川・地下水の水質調査を適切に実施し、本市の河川・地下水の水質は概ね良好に保全されていることが確認できた。 ・当該測定計画の対象とならないPFOS及びPFOAについては、本市の地下水においても指針値超過が確認されたことから、国の「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」等に基づき、超過範囲の把握に向けた調査を実施した。 ・事業者による河川への油類流出等、異常水質事故が3件発生していることから、更なる水質保全に向けた取組が必要である。 ・河川・地下水の水質を適切に把握するため、調査地点や調査項目について適宜見直ししながら、調査を継続していく。 ・PFOS及びPFOAについては暫定指針値超過範囲の把握に向け、地下水調査を実施するとともに、必要に応じ国に助言を求めながら、原因究明に取り組んでいく。また、河川水については、県と連携しながら、状況の把握に努めていく。 ・水質事故の未然防止のため、事業者に対し、長期休暇時や台風の接近等自然災害の発生が想定される場合などに、適切な施設管理に係る啓発を行うほか、水質事故が発生した場合には、対策マニュアルに基づき関係課と適切かつ迅速な対応を行っていく。
72.2%			73%			
99.0%	100.0%	100.0%	B	B	概ね順調	・自動車騒音に係る環境基準達成率について、令和6年度は目標値を下回る結果となった。 ・騒音・振動の状況を適切に把握し、防衛省、自衛隊及び鉄道会社それぞれに対し、要望書を提出した。 ・引き続き、法令等に基づき、市域における騒音・振動の状況を適切に把握し、関係機関と調整を図りながら対応していく必要がある。 ・騒音振動の低減が図られた、良好な生活環境を確保するために、測定精度を確保しながら、騒音等の適切な状況把握を行うとともに、その結果や苦情の発生状況等を基に関係機関等への要望活動を行っていく。
96.5%			97%			
100.0%	100%を維持	100%を維持	A	B	順調	・ダイオキシン類の環境基準達成率について、令和6年度は目標値を達成することができた。 ・空間放射線量・ダイオキシン類の状況を適切に把握しており、生活環境は良好に保全されている。引き続き適切に状況を把握していくことが必要である。 ・PCB廃棄物の状況は適切に把握できているものの、低濃度PCB廃棄物の処理期限（令和9年3月末）が近づいていることから、早期処理に向けた取組が必要である。 ・市民の安全安心確保のため、測定精度を確保しながら、引き続き空間放射線量・ダイオキシン類の測定を行っていく。 ・PCB廃棄物の処理期限内の早期処理に向け、事業者に対し国の支援制度の周知や個別訪問による適正処理の指導を行っていく。
100.0%			100%以上			
1	0	0	C	B	やや遅れ	・工場・事業場における排出基準超過件数について、令和6年度は目標値を下回る結果となった。 ・工場・事業場における排水基準超過が2件発生したが、生活環境への影響が生じないよう、速やかに行政指導を行い改善させた。 ・大気汚染防止法に基づく届出のあった解体等工事について、すべて立入検査を行い、作業基準への適合を確認した。令和2年6月に改正された大気汚染防止法に基づき、新たな規制対象として追加されたアスベスト含有成形板等（レベル3）の除去等に関する監視・指導を効果的・効率的に実施するなど、解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策を一層推進する必要がある。 ・公害苦情等に関する各種相談を183件受け付け、すべて適切に対応した。
2			50%			
39.0%	40.7%	-	A	B	順調	・良好な生活環境の確保に係る市民満足度について、令和6年度は目標値を上回る結果となった。 ・工業団地の担当者研修会において、環境協定の概要等について周知を行ったものの、環境協定締結数が伸び悩んでおり、環境協定締結数の拡大に向けた取組が必要である。 ・事業者を対象として、事業者環境配慮行動の促進チラシの配布及び紹介パネルの掲示を行うとともに、工業団地内全工場へ環境行動啓発チラシ等を配布した。 ・市民の良好な生活環境を確保するため、事業者等に対し、更なる意識啓発や環境配慮行動の推進を図っていく必要がある。 ・市民の良好な生活環境を確保するため、環境配慮行動やSDGsへの貢献等、環境協定締結の意義を分かりやすく解説したリーフレットを配布するほか、環境協定締結工場のイメージ向上のための市ホームページ・パネル更新やSNSの活用など、広報強化により、環境協定締結の拡大を図っていく。 ・事業者の積極的な環境配慮に向けた取組の促進に向け、啓発チラシに掲載する事業者の優れた取組内容を更新する。
54.1%			100%以上			
418	500	1,400	A	B	順調	・電気自動車補助件数について、令和6年度は目標値を上回る結果となった。 ・これは、補助対象となるBEVの新規販売開始等によるものだと考えられる。 ・今後は、脱炭素化の実現に向けて電気自動車への乗り換え等が必要であることや、電気自動車の利点等について更なる周知啓発に取り組んでいく。
493	644	1,400				
491			100%以上			
99.9%	100.0%	100%	B	B	概ね順調	・生活排水処理人口普及率について、令和6年度は目標値を下回る結果となった。 ・公共下水道については、事業計画区域における整備を、計画的かつ効率的に実施している。今後も引き続き、関係課と連携を図りながら公共下水道の整備を推進していく。 ・合併処理浄化槽については、浄化槽整備区域における合併処理浄化槽の整備は順調に進んでいる。今後も、「単独処理浄化槽からの転換」や「汲み取りトイレからの設置替え」を促進するため、積極的な補助制度の利用動員や、保守点検業者や清掃業者を活用した補助制度の周知に取り組む。
99.4%			99%			

【基本施策の進捗状況：人づくり分野】

基本施策		施策指標	指標所管課	R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5
5-1-1	市民総ぐるみによるもったいない運動の推進	もったいない運動の認知度（年）	参考値	48.9%	50.8%	52.6%	54.5%	56.3%
			※目安値				48.9%	50.3%
			実績値	48.9%	—	43.4%	48.9%	58.0%
5-1-2	もったいない運動を取り入れたイベントの開催	もったいない運動を取り入れたイベントの割合（年）	参考値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			実績値	100.0%	—	—	—	100.0%
5-2-1	環境学習の場と機会の提供	環境学習センター開催講座の平均満足度（年）	参考値	83.2%	86.0%	88.8%	91.6%	94.4%
			※目安値				83.1%	85.2%
			実績値	83.2%	87.0%	87.1%	83.1%	85.3%
5-2-2	地域における環境保全活動を行う人材の育成	環境出前講座開催数	参考値	42回	43	43	44	44
			実績値	42	18	32	43	44
5-3-1	各主体による環境配慮行動の推進	もったいない運動の実践率（年）	参考値	32.0%	36.7%	41.3%	46.0%	50.7%
			※目安値				28.7%	32.6%
			実績値	32.0%	—	24.9%	28.7%	40.4%
5-3-2	多様な活動主体間の連携促進	環境学習センターの利用件数（年）	参考値	887件	888	888	889	889
			※目安値				745	763
			実績値	887	615	651	745	795

※目安値については、宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において新たに設定した数値

R6	R7 (見込値)	R1 2 (目標値)	施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
58.2%	60.0%	60.0%	B	B	概ね順調	・もったいない運動の認知度について、令和6年度は目標値を下回る結果となった。 ・もったいないフェアでは、「もったいない運動」の更なる認知度向上を目指し、「もったいない」の意識啓発や行動変容を促す実践促進につなげるため、ワークショップなどの参加型・体験型のブースを中心にイベントを開催し、効果的な普及啓発を図った。 ・引き続き、継続的に普及啓発を図るとともに、今後は、「もったいない運動」の認知度が低い層へ向けて、集中的な周知や効果的な普及啓発に取り組んでいく必要がある。
51.7%	53.1%	60.0%				
44.2%			76%			
100.0%	100%を維持	100%を維持	A	B	順調	・もったいない運動を取り入れたイベントの割合について、令和6年度は目標値を達成した。 ・各イベントにおいて、エコイベント手順書に基づき、来場者に対し、ごみの分別や公共交通の利用を呼びかけるなどもったいない運動を取り入れたイベントを開催することができた。 ・今後も「もったいないフェア」を含めた様々なイベントにおいて、もったいない運動の実践促進を図っていく。
100.0%			100%以上			
97.2%	100.0%	100.0%	B	B	概ね順調	・環境学習センター開催講座の平均満足度について、目標値を下回る結果となった。 ・満足度は上昇傾向にあることから、引き続きニーズを踏まえた各種講座の実施による満足度向上を図っていく。
87.3%	89.4%	100.0%				
82.8%			85%			
45	45	48	A	B	順調	・環境出前講座開催数について、令和6年度は目標値を達成できた。 ・うつのみや環境行動フォーラム等の体験型講座や出前講座を実施する登録企業等の拡充により、環境に関連した様々な内容の講座を実施し、環境問題の解決につながる行動変容を受講者へ促すことができた。 ・今後も市民一人ひとりの環境への関心を高め環境配慮行動実践を更に促せるよう内容の充実や幅広い世代を対象に普及啓発に取り組んでいく。
62			100%以上			
55.3%	60.0%	60.0%	C	B	やや遅れ	・もったいない運動の実践率について、令和6年度は目標値を下回る結果となった。 ・もったいないフェアでは、「もったいない」の意識啓発や行動変容を促すため、ワークショップなどの参加型・体験型のブースを中心にイベントを開催し、市内各所では、巡回展の実施などにより、もったいない運動の周知や実践促進を推進した。 ・引き続きもったいない運動の取組事例を紹介するなど、家庭や事業所等で取り組みやすく、より効果的な実践促進を図っていく。
36.5%	40.4%	60.0%				
27.7%			50%			
890	890	890	B	B	概ね順調	・環境学習センターの利用件数について、令和6年度は目標値を下回る結果となった。 ・令和5年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「5類」に引き下げられたこと等により、利用件数は回復傾向にある。 ・本市全小学4年生を対象とした「施設見学」の実施により、団体・個人等の見学希望を誘引した。 ・今後も引き続き、利用者の関心が高い講座を開催するなど、センター利用の促進に努めていく。
781	799	890				
823			92%			

【構成事業の評価：地球環境分野】

施策		基本施策	基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗
1-1	脱炭素化の促進	1-1-1 家庭における脱炭素化の促進	(1) 脱炭素化・脱炭素化を促進する普及啓発の推進	民間企業等と連携した普及啓発の実施	「家庭向け脱炭素化普及促進事業」の実施と合わせて、補助事業に関連する外部組織と連携し、補助事業の周知を実施する。	計画どおり
				市の広報媒体を活用した情報発信	環境分野に関する情報を市ホームページで発信するとともに、広報紙を活用し、環境月間やもったいない月間の特集を組むなど、幅広く市民に情報発信していく。	計画どおり
			(2) 脱炭素化住宅・脱炭素化住宅の普及促進	家庭における創エネ・蓄エネ導入支援制度の実施【拡充】	太陽光発電システムや蓄電池等の導入支援策により、住宅における脱炭素化の促進と、エネルギーの効率的な利用を推進する。	計画どおり
				Z E H の導入促進【新規】	Z E H 導入を支援することにより、脱炭素化住宅の普及促進を図る。	計画どおり
				省エネ促進等住宅改修支援事業の実施	住宅の性能・機能を向上させるための改修工事に対する補助を実施する。	計画どおり
		1-1-2 事業所における脱炭素化の促進	(1) 人づくり支援と情報の充実	S D G s 人づくりプラットフォームにおける脱炭素化好事例の普及展開【新規】	行政をはじめ、市域の企業、N P O、教育機関などの多様な主体と連携しながら、勉強会等の開催やホームページ等における普及啓発を実施していく。	計画どおり
				市の広報媒体を活用した情報発信（再掲）	環境分野に関する情報を市ホームページで発信するとともに、広報紙を活用し、環境月間やもったいない月間の特集を組むなど、幅広く市民に情報発信していく。	計画どおり
			(2) 事業所における実践行動の促進	E V の導入促進【新規】	E V 導入を支援することにより、事業者における脱炭素化や災害に対するレジリエンス強化を図る。	計画どおり
				「新しい生活様式」に対応した脱炭素な事業活動の促進【新規】	コロナ禍を契機として、「新しい生活様式」に基づくテレワークやWeb会議など、ICTを活用した環境にやさしい施策を推進する。	計画どおり
				融資制度等による環境保全対策の支援	中小企業の省エネなどの設備導入に活用できる低利な融資制度や融資を活用する際の保証料の補助を実施する。	計画どおり
		1-1-3 市役所における脱炭素化の促進	(1) 市役所業務における温室効果ガス排出量の削減の推進	市役所におけるエコオフィス活動の推進	温室効果ガスの排出量削減に向け、職員一人ひとりが普段の行政活動において電気、燃料、用紙等の使用量抑制等の環境に配慮した事務事業を推進する。	計画どおり

実績・評価	今後の取組方針
・栃木住宅協会、栃木県自動車販売協会、宇都宮市内住宅展示場、自動車メーカー、各種イベント等に対し補助事業に関する資料を送付し、外部組織と連携した補助事業の周知活動を実施した。	・引き続き、脱炭素化の実現に向けて電気自動車への乗り換え等が必要であることの有用性や、電気自動車の利点等について周知啓発に取り組んでいく。
・広報紙に、環境月間やもったいない月間の特集を設け、もったいない運動やカーボンニュートラルに向けた取組事例を掲載するなど、普及啓発を実施した。	・引き続き、広報紙を活用した情報発信を継続するとともに、もったいない運動市民会議との連携により、積極的にSNSを活用しながら、情報発信に取り組んでいく。
・令和6年度から、新築住宅への導入と比較し、導入費用が高い既存住宅への太陽光発電システム導入に対する補助の加算を開始した。 ・令和5年度から、補助申請を事業完了後の1回のみとし、補助申請可能期間を事業完了日から1年間としたことにより、補助件数が増加するなど、導入促進につながった。	・引き続き、自立分散型エネルギーの利点等について、市民に対する周知・啓発を実施するとともに、固定価格買取制度による買取期間の終了を踏まえた市民の実態や、補助実績、国や県の動向等を踏まえ、適宜補助制度見直しの検討を行う。
・令和6年度のZEH補助件数は75件となった。 ・一般家庭の脱炭素化の推進や、災害時にも対応できる「自立分散型エネルギー」の普及促進を図るため、住宅メーカー等に周知を行いながら、補助事業を実施した。	・引き続き、ZEH住宅の必要性や利点等について周知啓発し、導入を支援することで、脱炭素化住宅の普及促進を図る。 ・令和7年度から、ZEHに加え、建設時、廃棄時を含めたCO2排出量の収支をマイナスにするLCCM住宅に対する補助を拡充した。
・令和6年度は、計468件の内、261件（55.8%）を断熱改修工事で補助を実施した。 外壁等の断熱改修工事 12件 窓の断熱改修工事 249件 ・既存の持ち家の断熱化は5割程度に留まっていることから、安心・快適な住環境の創出に向けて、既存住宅の機能・性能の向上を促進していく必要がある。	・既存住宅の機能・性能の向上に向けて、施工業者等と連携・協力を図るとともに、本補助制度について、広報紙等の各種媒体を活用した効果的な周知に取り組む。
・出前講座や会員交流会を開催し、事業者に対し普及啓発を図った。 出前講座 5回（226名） 会員交流会 3回（47名） ・より多くの事業者の実践を促すため、事業者の求める情報を収集し、発信する必要がある。	・今後も、多様な主体と連携し、効果的な手法を検討しながら、勉強会の開催や会員交流会、ホームページ等における普及啓発を実施していく。
・広報紙に、環境月間やもったいない月間の特集を設け、もったいない運動やカーボンニュートラルに向けた取組事例を掲載するなど、普及啓発を実施した。	・引き続き、広報紙を活用した情報発信を継続するとともに、もったいない運動市民会議との連携により、積極的にSNSを活用しながら、情報発信に取り組んでいく。
・給電性能を備えたBEVについて、国・県が実施する補助交付事業の動向を踏まえ、自動車販売店と連携した周知を随時行った。	・今後も引き続き、事業活動の脱炭素化に向けた効果的な支援策について、引き続き検討を行う。
・新型コロナウイルス感染症による世界的な経済危機からの復興と地球温暖化対策などの環境政策を融合させる「グリーン・リカバリー」について周知し、設備投資における省エネ設備の導入促進を図った。 ・「宇都宮市カーボンニュートラルロードマップ」において、脱炭素型のライフスタイル・ワークスタイルへの行動の変容を位置付けた。	・引き続き、脱炭素型のライフスタイル・ワークスタイルについて周知を図るとともに、事業活動の脱炭素化に向けた支援策について検討を行う。
・中小企業の省エネなどの設備導入に活用できる融資制度や融資を活用する際の保証料の補助を実施するとともに、新たにカーボンニュートラルに資する設備投資を行う際に活用できる融資制度を創設した。 ・令和6年度の実績は、「中小企業設備資金」については融資実行件数35件・融資実行額2億2688万円、「ゼロカーボン推進資金」については融資実行件数4件・融資実行額1570万円であった。	・省エネなどの設備導入にかかる融資案件の増加を図るため、当該資金について積極的に周知を行う。
・「もったいないEMS」における各種研修や啓発紙の発行等による周知啓発を行い、庁内におけるエコオフィス活動を推進できた。 ・カーボンニュートラルの実現に向け、省エネルギー化に重点を置いたエコオフィス活動の徹底に向けた職員教育の強化が必要がある。	・引き続き、庁内啓発紙や研修等を通じて、職員によるエコオフィス活動実施強化のために周知啓発を図っていく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗
1-1	脱炭素化の促進	1-1-3	市役所における脱炭素化の促進	(1) 市役所業務における温室効果ガス排出量の削減の推進	エネルギー利用設備に係る高効率化の推進【新規】	施設の新築や改築、設備の更新などの時期に合わせ、照明や空調機などのエネルギー利用設備の高効率化を図る。	計画どおり
					市有施設の電力の調達における脱炭素化の推進【新規】	地域新電力会社から、市内の再生可能エネルギーを調達し、市有施設において使用することで、電力使用による環境負荷を低減する。	計画どおり
1-2	自立分散型エネルギーの普及促進	1-2-1	創エネルギー・蓄エネルギーの普及促進	(1) 創エネ・蓄エネの導入促進	家庭における創エネ・蓄エネ導入支援制度の実施【拡充】(再掲)	太陽光発電システムや蓄電池等の導入支援策により、住宅における脱炭素化の促進と、エネルギーの効率的な利用を推進する。	計画どおり
					事業所における創エネ・蓄エネの普及促進【新規】	事業者に対する太陽光発電システムや蓄電池等の導入支援策を検討し、本市の事業所における脱炭素化の促進と、エネルギーの効率的な利用を推進する。	計画どおり
				(2) 創エネ・蓄エネを活用した市有施設の脱炭素化の推進	地域防災拠点施設における創エネ・蓄エネ設備の導入推進【拡充】	市有施設における創エネ・蓄エネの導入を推進していく。	計画どおり
					太陽光発電向け市有財産貸出事業の実施	発電事業を行っている4事業者12施設との調整を継続して実施や社会情勢に応じた事業の在り方について検討していく。	計画どおり
		1-2-2	地域ポテンシャルを生かした新たなエネルギーの活用	(1) 地域エネルギーの活用によるまちの活性化	地域新電力による再生可能エネルギーの地産地消の推進【新規】	官民共同により地域新電力会社「宇都宮ライトパワー株式会社」を設立し、市内のバイオマス発電や家庭用太陽光発電などの再生可能エネルギーを調達し市有施設等に供給する「再生可能エネルギーの地産地消」を推進する。	計画どおり
					大谷地域に賦存する冷熱エネルギーを活かした活性化策の実施	大谷地域の冷熱エネルギーを活用した地域活性化につながる活動を支援する。	計画どおり
				(2) 脱炭素化に向けた水素エネルギーの活用	燃料電池車の導入促進【新規】	県と連携しながら、市内に水素ステーションの誘致を図るなど、燃料電池自動車等の普及促進を図る。	計画どおり
					再生可能エネルギーを活用した水素サプライチェーンの構築に向けた検討【新規】	再生可能エネルギーを活用した、地産地消できる水素製造手法について調査研究を行う。	計画どおり
1-3	環境にやさしいまちづくりの促進	1-3-1	環境負荷の少ない都市整備	(1) 地域、街区等におけるエネルギーの合理的な利用の推進取組の推進	駅東口地区整備事業におけるエネルギーの合理的な活用手法の検討	街区レベルでエネルギーを効率的に利用する手法を検討し、都市の脱炭素化を推進する。	計画どおり
					東部総合公園の整備における環境負荷の少ない拠点形成【新規】	東部総合公園の整備にあたっては、周辺の良好な自然環境への配慮・調和を図るとともに、区域内で太陽光発電などの自然エネルギーや未利用エネルギーを積極的に活用するなど、脱炭素化に資する取組を推進する。	計画どおり

実績・評価	今後の取組方針
・設備の更新などの際には、従来よりもエネルギー効率の高いLED照明や空調設備を導入した。	・引き続き、「宇都宮市役所カーボンニュートラル実行計画」に基づき、LED照明の導入や更新時期に合わせた高効率設備の導入を推進していく。
・宇都宮ライトパワー株式会社のPPAサービスを活用し、「ゼロカーボンスクール」の拡大に取り組むなど、市有施設の電力調達における脱炭素化の推進を図った。 ・脱炭素先行地域内の一般家庭を対象としたPPAサービスを構築し、太陽光発電設備や蓄電池を導入した。	・引き続き、宇都宮ライトパワー株式会社の電源調達先や経営状況等を踏まえながら、再生可能エネルギーの調達・拡大を図るとともに、電力供給先の随時拡大を図っていく。
・R6年度から、新築住宅への導入と比較し、導入費用が高い既存住宅への太陽光発電システム導入に対する補助の加算を開始した。 ・R5年度から、補助申請を事業完了後の1回のみとし、補助申請可能期間を事業完了日から1年間としたことにより、R6年度補助件数が増加するなど、導入促進につながった。	・今後も、引き続き、自立分散型エネルギーの利点等について、市民に対する周知・啓発を実施するとともに、固定価格買取制度による買取期間の終了を踏まえた市民の実態や、補助実績、国や県の動向等を踏まえ、補助制度見直しの検討を行う。
・中小企業向けSBT認定取得に係る申請費用に対する補助件数は、昨年度より増加【R5:14件⇒R6:29件】したほか、令和6年度から、給電性能を備えたBEV等に係る設備導入補助を実施し、事業者におけるエネルギー対策の促進を図った。 ・今後、SBT認定取得企業の拡大及び取得した企業における脱炭素の取組の更なる推進等を図り、事業者における脱炭素の取組を市全体に波及させる必要がある。	・補助金の交付実績や社会情勢の変化、国の動向等も踏まえ、今後の補助制度の実施について継続的な検討を行う。 ・SBT認定支援補助事業や設備導入補助事業について県や商工会議所などの関係機関と連携し広く情報発信を行うほか、好事例の紹介を行い助成件数の拡充を図る。
・先行地域において、平石地区市民センターほか4施設へ太陽光発電設備および蓄電池を導入した。 ・先行地域外の市有施設における太陽光発電設備等の導入に係る調査を実施した。	・市有施設における太陽光発電設備等の導入に係る調査結果を踏まえ、対象施設を選定し、当該設備を導入するなど、創エネ・蓄エネ設備の導入拡大とさらなるレジリエンスの向上を図っていく。
・発電事業を行っている4事業者に対し、12施設の屋根や土地を継続して貸し出しており、各施設に太陽光発電設備が設置されている。 ・固定価格買取制度における買取価格の低下や、東京電力の連携制約など社会情勢を踏まえ、現在は新規貸し出しを中止した。	・今後も貸し出し施設について、管理状況等の確認や調整を継続して行うとともに、事業の在り方についても、引き続き社会情勢を踏まえ検討を行っていく。
・宇都宮ライトパワー株式会社における電源のうち、非バイオマス発電を電源とした非化石価値を有する電力（ゼロエミッション電力）メニューを創設し、再生可能エネルギーの地産地消の推進を図った。 ・市内の家庭用非FIT及び芳賀町の卒FIT・非FIT電力買取を開始するなど、電源の拡充を図った。	・引き続き、電力の受給バランスの状況等を踏まえながら電源と需要家の拡大を図り、安定的な小売電気事業の運営を行い、再生可能エネルギーの地産地消を推進していく。
・冷熱エネルギーの利用促進および安定的・持続的な活用に向け、令和元年度～3年度に実施したモニタリング調査結果を踏まえ、最適な熱利用・管理方策の指針を取りまとめた「冷熱エネルギー利用ガイドライン」を活用するとともに、新規参入を希望する事業者に対し、大谷地域や冷熱エネルギーについて説明するなど、事業者誘致のための案内・説明・PRを実施した。	・引き続き、民間事業者が行う冷熱利用機器の導入等を支援するとともに、「冷熱エネルギー利用ガイドライン」を活用した事業のPR等を行うなど、冷熱エネルギー活用事業のさらなる拡大を図る。 ・大谷夏いちご栽培事業の安定化に向けた新たな支援制度についても、庁内関係課と連携しながら検討していく。
・国や県と意見交換を実施しながら、燃料電池車の普及に向けた県央地区における水素ステーションの誘致に向け、他県事例や事業者の動向等の情報収集を行った。 ・令和3年度に設置された「栃木県県央地区における水素利活用検討会」において、国・県や近隣自治体、民間事業者等と意見交換を実施しながら、産業利用や農林業利用等モビリティ以外にも含めた水素需要の掘り起こしとサプライチェーンの創出に向けた検討を行った。	・引き続き、国・県や周辺自治体の動向を注視しながら、燃料電池車自動車の普及に向けた水素ステーションの誘致について検討していく。
・駅東口地区整備事業におけるエネルギー利用の推進については、公共施設のライトキューブ宇都宮や民間施設の高度専門病院において、地下水が豊富な地域であることから、地下エネルギーを利用した熱源機を設置するとともに、その他の施設を含め、遮熱性の高い外壁材の仕様やLED照明、節水型器具の採用などの施設整備に取り組んだ。	・駅東口地区整備事業においては、環境負荷の少ない都市整備を行った。 ・今後は、引き続き、導入した省エネルギー対応施設を運用していく。
・地権者等に対し、適宜、事業に関する説明や情報提供を行い、理解促進を図りながら用地買収に取り組み、すべての用地を取得した。 ・専門的な知見を有する施設整備アドバイザー等の支援を受けながら、脱炭素化に資する取組を含めた施設の整備内容や、整備費を確定させ、令和6年12月に特定公園施設等譲渡仮契約を締結し、令和7年3月議会の議決をもって特定公園施設等譲渡契約を締結した上で、速やかに本工事に着手した。	・施設使用料等を定めた条例の制定や指定管理者の決定、オープニングイベントの準備等を行うとともに、施設整備アドバイザー等の支援を受けながら、本公園が市の要求水準等に適合した施設となるよう「東部総合公園ネットワークパートナーズ」が進めている建設工事のモニタリングを実施し、令和8年2月に特定公園施設の引き渡しを受け、3月に開園する。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗
1-3	環境にやさしいまちづくりの促進	1-3-1	環境負荷の少ない都市整備	(1) 地域、街区等におけるエネルギーの合理的な利用の推進取組の推進	コジェネ等を活用したエネルギーの効率的利用の促進【新規】	コジェネ等を活用しながら地域・街区等で電気や熱を融通し合うエネルギーの面的利用を促進し、エネルギーの効率的な利用によるコストダウンや省CO2を図る。	計画どおり
					地域新電力によるA I・I o Tを活用した電力調達やエネルギー融通の推進【新規】	更なる温室効果ガス排出の削減に向け、地域の再生可能エネルギーを効果的・効率的に活用するため、地域新電力によるエネルギーマネジメント等の検討を行う。	計画どおり
					地域拠点や産業拠点におけるエネルギーの相互利用の推進	L R T沿線のトランジットセンター周辺のまちづくりについて、街区レベルでのエネルギーの効率的な利活用における脱炭素化の促進を図る。	計画どおり
				(2) ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けたまちづくりとの連携	環境負荷の少ないまちづくりに向けた集約型都市構造の推進	L R T沿線のトランジットセンター周辺のまちづくりについて、街区レベルでのエネルギーの効率的な利活用における脱炭素化の促進を図る。	計画どおり
					都市機能等の適正な立地誘導に向けた「立地適正化計画」の推進	NCCの形成に向け、立地適正化計画等で定めた都市拠点や地域拠点への居住や医療、商業などの都市機能の立地誘導に係る取組を推進する。 また、市街化調整区域の地域拠点や小学校周辺を中心とした地域コミュニティや活力維持に向けて、良好な居住地形成が図れる地区計画制度の活用促進を図りながら、地域特性に応じた適正な土地利用を推進する。	計画どおり
		1-3-2	エコで便利な交通体系の構築	(1) L R Tの整備や公共交通網の再構築	I Cカードを活用した公共交通の利便性向上策の実施【拡充】	・誰もが快適でより便利に市内を移動できるよう、本市独自の運賃負担軽減策の一つとして、既存の乗継割引制度に加え、「バスからバスへの乗継割引制度」を導入する。	計画どおり
					L R Tの整備	東西基幹交通となるLRTを整備し、脱炭素型公共交通ネットワークの充実を図る。	計画どおり

実績・評価	今後の取組方針
・民間事業者と意見交換を実施しながら、エネルギーの効率的な利活用のあり方について調査・研究を行った。	・引き続き、民間事業者等とも意見交換を行いながら、エネルギーの効率的な利用や地域・街区レベルでの面的利用のあり方について検討を行っていく。
・脱炭素先行地域づくり事業の共同提案者や交通事業者、学識経験者を委員とする「うつのみやゼロカーボン推進協議会」において、各事業の取組の進捗状況の確認やエネルギーマネジメントの方向性の調整を行い、エネルギーマネジメント連携の将来イメージを共有した。	・「うつのみやゼロカーボン推進協議会」において、脱炭素先行地域内における市有施設やライトラインのほか、電気バスなどにおいて、使用電力量と発電量のバランスにおいてロスが生じないよう運用効率を最適化するための各エネルギーマネジメントシステムについて、将来的な連携イメージを共有しながら構築に向けて検討していく。
・清原工業団地地区市民センター前ＴＣへのＰＰＡ事業を活用した太陽光発電及び蓄電池の導入について検討を行った。	・関連する事業と連携しながら、最適な脱炭素化技術を検討する。
・街区レベルでのエネルギーの効率的な利活用による脱炭素化の実現に向けて、民間事業者等の支援方法等について検討を行った。	・関連する事業と連携しながら、最適な脱炭素化技術を検討する。
・立地適正化計画の中間評価・見直しを行い、誘導区域の最適化を行うとともに新たな機能として都市活動支援機能を設定するなど、導出された計画推進上の課題を踏まえながら、施策の強化・充実を図ることができた。 ・計画の見直しと合わせて、コンビニエンスストア等を対象とした「都市活動支援施設立地促進補助金」の運用開始と、「都市機能誘導施設立地促進補助金」の拡充を行うとともに、積極的な周知活動に取り組んだ。 ・関係課と連携した意見交換会や説明会等を実施して、NCCの考え方や必要性、具体化に向けた取組等について市民理解の促進を図ることができた。 ・地区計画制度の活用促進については、工事が完了した地区へ補助金を交付するとともに、検討中の地区については協力事業者やアドバイザーと連携しながら地域の取組支援を行うことができた。	・更なる都市機能及び居住の誘導促進に向け、居住や誘導施設の立地状況の分析や事業者のニーズ調査を行うなど、誘導策の効果検証を進めていく。 ・各拠点の都市機能の強化に向け、関係団体や事業者等への制度周知を実施し、都市機能誘導施設立地促進補助金をはじめとした支援制度の活用を促進する。 ・NCCまちづくりへの市民理解の促進に向け、これまでの周知の取組に加え、関係課と連携しながら市主催イベントへの出店や学校での出前講座などを実施していく。 ・地域のコミュニティ維持に向け、地域主体で地区計画活用に向けた検討を進めている地区において、各地域の実情に応じた検討の進め方に合わせアドバイザー派遣や補助金等による取組支援を行う。
・令和6年7月、「バスからバスへの乗継割引制度」を導入した。 ・上記制度開始に合わせて、広報紙やポスターなどの媒体で、制度周知を図った。	・「市内のどこから乗ってもどこまで行っても片道500円以内」の実現を目指し、ライトライン・バス・地域内交通の「1日乗車券制度」を導入する。 ・上記制度の導入に向けて、引き続き交通事業者と協議・調整を図り、更なる運賃負担軽減策の導入の検討に取り組んでいく。
・平日の利用者数は、軌道運送高度化実施計画の需要予測16,318人を超えており、土日祝日の利用者数は計画の約2倍となる約10,000人となり、公共交通機関として定着している。 ・軌道施設等の適切な維持管理を継続して実施するため、「ライトラインの維持向上に係る有識者会議」を引き続き開催し、車輪やレールの摩耗傾向の調査や効率的な維持管理手法の検討に取り組んだ。 ・自動車からライトラインへの乗り換え利用が多いことから、令和5年度から引き続き、駐車場の整備に取り組み、平石停留場における駐車場の増設を行うとともに、平石・飛山城跡停留場にトイレの整備を行った。 ・市民理解については、「開業1周年記念事業」をはじめ、沿線のスポット紹介などの利用促進物の発行・配布や、さらなる理解促進やマイレール意識の醸成、情報発信に取り組んだ。 ・ライトラインの駅西側延伸については、NCC形成の効果を早期に発言させるため、「宇都宮駅東口停留場」から「県教育会館付近」までの約5kmについて整備を進めることとしており、ライトライン導入後の大通りの空間などについて、多くの関係者と繰り返し意見交換を重ねるとともに、交通円滑化方策などについて関係機関との協議を重ねてきたところであり、令和7年2月には、大通りの導入空間について、ライトライン駅西側延伸の基本的な考え方や区間設定の考えなど、ライトライン導入後の整備方針を公表するとともに、公表した導入空間案を基に、ライトライン導入後の2030年代のまちの姿をイメージできるVRを新たに作成し、市民理解の促進を図った。 ・各種媒体をリニューアルし、分かりやすい情報発信に取り組むとともに、市内全39地区に対し、ライトライン体験会・意見交換会を実施し、約600名に参加をいただき、のべ約2,000名にわたる意見を徴取するとともに、全11回のオープンハウスや常設型のオープンスクエアなど、双方向の市民理解に向けた取り組みを実施し、きめ細かく、丁寧に意見交換を重ねた。	・沿線事業者や学校との意見交換などを通じて、増便の実施など、宇都宮ライトレール株式会社における運行ダイヤの最適化を進めていく。 ・引き続き、ライトラインの安定運行に向けて、「ライトラインの維持向上に係る有識者会議」を開催し、車輪とレールの摩耗状況との相関性などに係る検証を行いながら、効果的かつ効率的なメンテナンス手法の確立に取り組む。 ・ライトライン利用者の利便性向上に向けて、駐車場の利用実態の把握に努め、良好な利用環境を提供できるよう、必要な対応を検討していく。 ・速達性を高める「運転速度の向上」について、有識者との意見交換や国などの関係機関と協議・調整を行いながら、実施区間や運転速度などについて具体的な検討に取り組む。 ・さらなる利用促進に向けて、運行会社や沿線店舗等と連携しキャンペーンなどに取り組む。 ・安全安心にライトラインを利用していただけるよう、引き続き、生活安心課と連携し、交通ルールの周知に取り組む。 ・ライトラインの駅西側延伸については、令和7年内に「軌道運送高度化実施計画」を策定して軌道事業の特許申請を行う。 ・市民理解については、駅西側の事業化に向けた検討状況について、広報紙など、様々な媒体や新たに作成したVRを通じて分かりやすい情報発信に取り組むほか、新たに移転したオープンスクエアを活用し、連合自治会及び関係団体等との意見交換会などの双方向の取組をより丁寧にを行うなど、更なる機運醸成・理解促進を図っていく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗
1-3	環境にやさしいまちづくりの促進	1-3-2	エコで便利な交通体系の構築	(1) L R Tの整備や公共交通網の再構築	公共交通等のネットワーク化の強化	誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワーク構築に向けて、L R Tの導入を踏まえたバス路線の再編を行い、鉄道やL R T、地域内交通等と連携した効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図る。	計画どおり
				(2) 自転車を利用しやすいまちづくりの推進	自転車を利用しやすい空間の確保	自転車の利用しやすい空間の構築を目指し、自転車走行空間の整備を実施する。	計画どおり
					レンタサイクルの拡充	シェアサイクル事業の実現に向け検討するとともに、レンタサイクル事業の在り方を検討し、方向性を決定する。	計画どおり
					自転車通勤の促進	出前講座等を活用して企業の自転車通勤の促進を図る。	計画どおり
		1-3-3	気候変動への適応策の推進	(3) 脱炭素型モビリティの導入促進	E Vの導入促進【拡充】	E V導入を支援することにより、一般家庭の脱炭素化や災害に対するレジリエンス強化を図る。	計画どおり
					電気自動車等のカーシェアリングの導入検討	「L R T沿線における脱炭素化促進事業」における端末交通の脱炭素化策の構築を目指す。	計画どおり
				(1) 気候変動に関する普及啓発	気候変動に関する理解と適応策の実践に向けた情報発信【拡充】	気候変動への「適応」に関する正しい理解を促進するための情報発信を推進する。	計画どおり

実績・評価	今後の取組方針
・駅東側バス路線再編については、再編後のバス路線の利用状況をバス事業者の交通系ICカードの利用データ等から把握するとともに、清原工業団地内の15企業に対して、社員の勤務実態やバス路線に対する要望等についてヒアリングを実施した。また、再編バス路線の利用状況から、バス事業者や関係市町、企業と協議を行い、今後のバス路線の在り方について検討を行った。 ・駅西側バス路線再編については、ライトラインの駅西側延伸に伴い、ライトラインと重複する大通り区間のバスを3割程度削減し、捻出したバスリソースを幹線バスや都心部の循環バスに振り分ける方針を令和7年2月に公表した。 ・地域内交通については、郊外部全地区における地域内交通の運行を支援するとともに、一部の区域で地域内交通を導入している雀宮地区において、地域の運営組織と連携しながら勉強会を行うなど、未導入地区住民の意識醸成を図ることにより、新たに4つの自治会で導入された。 ・また、市街地部においては、明保地区での令和5年6月の試験運行開始に向けた準備を進めたほか、導入の検討が進んでいる峰地区や細谷・上戸祭地区において、意見交換会やアンケート調査を実施するなど、検討の熟度に応じた支援を行った。 ・さらには、地域内交通の利便性と運行の効率化を図るため、ICTを活用した「予約・配車システム」の全地区への導入に向けて、準備の整った一部の地区から順次運用を開始した。 ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2030年度CO2排出削減目標の着実な達成や本市が目指す「電力調達時からの徹底したゼロカーボン化による『公共交通の脱炭素化モデル都市』」の形成を図るため、「宇都宮市公共交通脱炭素化普及促進事業費補助金」を創設した。 ・地域内交通の利便性の向上と運行の効率化を図るため、ICTを活用した予約配車システムの実証実験を実施し、検証結果の取りまとめを行った。 ・地域内交通について、郊外部全地区において地域内交通を運行し、地域の実情に即した移動手段を確保するとともに、市街地部においては、石井地区で本格運行を開始させたほか、地域内交通の導入を検討する明保地区や峰地区、細谷・上戸祭地区において、勉強会やアンケート調査などを実施した。運行区域の拡大や市街地部への導入など、各地域の特性や意向に応じた支援を行う必要がある。	・駅東側バス路線の再編について、再編したバス路線の利用状況やヒアリング結果を踏まえ、関係市町や企業と協議を行い、ルートや便数などの最適化を図っていく。 ・駅西側バス路線の再編について、ライトライン延伸と合わせたバス路線の再編について、引き続き道路空間や交通結節点などの検討と合わせながら、バス事業者と適宜協議を行い、再編内容の具体化に取り組んでいく。 ・地域内交通について、郊外部においては、地域の持続可能な運行を図るため、利用促進策の検討支援や交通事業者との協議・調整など、適切な支援を行うとともに、市街地部については、明保地区において、令和5年6月に試験運行が開始されたことから、本格導入に向け、引き続き、関係機関との調整や地域住民への周知など準備を進めるほか、その他の導入検討を進めている地区に対しては、地域の特性や意向に応じた、きめ細かな伴走型の支援を行う。 ・また、令和5年8月のLRT開業に合わせ、LRTと地域内交通の乗り継ぎ利便性の向上に向けて、各地区運営組織と連携しながらLRTと地域内交通を接続する新たな運行ルートの設定や停留所等を設置し、地域とともに利用促進に向けた利用体験会や周知活動などを実施していく。 ・「地域内交通予約・配車システム」については、全地区への導入に向けて、乗務員への研修や利用者に対する新サービスの説明会の実施やWEB予約の利用の定着を図るため、各地区運営組織と連携しながら、伴走型WEBアプリ登録支援説明会を実施していく。 ・EVバス等の環境負荷の低減や走行性の向上に資する車両の導入を促進するため、バス事業者やタクシー事業者に「宇都宮市公共交通脱炭素化普及促進事業費補助金」の活用を働きかけていく。
・自転車専用通行帯や矢羽型路面表示などの整備手法を用いて、約7.7km整備し、全体では令和6年度末までに約80.8km整備した。	・自転車ネットワーク計画の優先整備路線に位置付けている路線など、約7.2kmを整備していく。
・令和4・5年度に行った実証実験を踏まえ、民間事業者主体による事業運営の可能性などを検証するため、事業者を選定し、令和6年10月から事業を開始した。 ・令和6年10月の事業開始にあわせ、中心エリアのポートの高密度化、エリアの拡大を行い、それに伴い、車両の増設を実施した。また、より多くの方に利用してもらえるように決済手段の拡充を行った。 ・中心市街地のレンタサイクルについては、より利便性の高いシェアリングモビリティや公共交通機関への切り替えにより廃止、郊外部については、当面継続することとした。 【R6レンタサイクル利用者数：35,103人】	・引き続き、中心市街地などにおいて、高密度なポート設置と車両の大幅増台を実現していくとともに、利用動態の把握や利用者アンケートを実施するなど、事業者のノウハウを活かしながら、シェアリングモビリティの更なる充実に向けて官民共創で取り組んでいく。 【ポート数】 ・135カ所 【導入台数】 ・電動アシスト自転車350台 ・電動キックボード80台 ・郊外部のレンタサイクル事業については、当面継続する。
・市HPを活用して自転車の利用促進に向けた周知啓発を行った。	・出前講座の開催を始め、市HPや健康アプリ等を活用して自転車通勤の促進に向け周知啓発を行っていく。
・給電性能を備えたBEVについて、国・県が実施する補助交付事業の動向を踏まえ、自動車販売店と連携した周知を随時行った。 ・令和6年度補助件数は149件となった。	・給電性能を備えたBEVについて、国が実施する補助交付事業の動向を踏まえ、適宜補助対象車種を追加するとともに、自動車販売店等と連携した周知を行う。
・「脱炭素先行地域づくり事業（環境省）」において、EV導入に併せた車両の有効活用等の一つとして「カーシェア」の実施について検討を行った。	・脱炭素先行地域外の公共・民間施設において、事業の採算性等事業実施の可能性について、引き続き検討を行う。
・気候変動への「適応」について、市HPや環境出前講座等において普及啓発を実施し、事業の目的を達成することができた。 ・一方、具体的な適応策について、関係各課と連携しながら、取り組む必要がある。	・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に位置付ける地域気候変動適応計画に基づき、本市における「適応」に関する施策等を関係課と連携しながら推進していく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗
1-3	環境にやさしいまちづくりの促進	1-3-3	気候変動への適応策の推進	(2) 気候変動への適応策の推進	局地的な集中豪雨等への対応【拡充】	・豪雨等の被害を最小化するための取組として、市民等の参加を得て水防訓練や土砂災害・全国防災訓練を実施する。 ・「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」に掲げている浸水被害の軽減に向け、河川改修や調整池、雨水幹線の整備、雨水貯留浸透施設設置等を推進する。 ・各種災害リスク情報や、避難行動や事前の備えなどの防災情報を統合した「宇都宮市防災ハザードマップ」を作成し、市内全戸配布を行った。 ・オープンハウスなど様々な機会を捉えた周知・啓発を実施し、市民の防災意識を更なる醸成に努める。	計画どおり
					熱中症対策の推進【拡充】	熱中症予防について市民の理解促進を図るため、市ホームページや広報紙などを通じて周知啓発・注意喚起を実施するとともに、国における熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラート発表時において、あらゆる広報媒体を活用した市民への迅速な情報伝達や予防行動・実践行動の呼びかけの徹底を行うなど、積極的かつ迅速な熱中症対策を実施します。	計画どおり
					農業における気候変動による影響への対応【新規】	県やＪＡをはじめとした関係機関と連携し、高温対策技術等の普及、作期分散や高温耐性品種等の導入支援などに取り組む。	計画どおり

実績・評価	今後の取組方針
（警防課） ・水防訓練については、消防職員・消防団員により、実災害時に起こりうる状況を想定した訓練を実施することで、水防活動体制の充実・強化を図った。 （河川課） ・「土砂災害・全国防災訓練」については、地域住民、行政、防災関係機関連携のもと、住民避難訓練・情報伝達訓練等を実施し、実効性の高い警戒避難体制の強化や防災意識の向上を図った。 ・また、被害を最小化するための取組として、各種災害リスク情報や避難行動や事前の備えなどの防災情報を統合した「宇都宮市防災ハザードマップ」を作成し、市内全戸配布を行った。 ・「宇都宮市防災ハザードマップ」の周知・啓発を図るため、商業施設におけるオープンハウスの開催や地区別説明会、市内図書館と連携した企画展を開催するなど、市民の防災意識の更なる醸成を図った。 ・計画的な河川や下水道整備を進めるとともに、公共施設での雨水貯留や田んぼダムの適正な維持管理により、浸水被害の軽減を図った。	（警防課） ・近年、局地的な豪雨や線状降水帯の発生など、従来の想定を超える災害が頻発している。甚大な被害をもたらす水害に対し、常備消防保有資器材を備えることはもちろんのこと、消防団及び関係機関と連携を図りながら、より安全・確実・迅速な活動を計画し、さらには市民の水防に対する理解及び水防意識の普及啓発に取り組んでいく。 （河川課） ・引き続き、被害の軽減を図るため、「土砂災害・全国防災訓練」を主催し、避難体制の強化と防災意識の向上を図っていく。 ・また、被害を最小化するための取組として、「宇都宮市防災ハザードマップ」の活用や「マイタイムライン」作成の促進に向けて、説明会やオープンハウスに加え、啓発動画の放映など、あらゆる機会を捉え周知・啓発活動を実施する。 ・台風や集中豪雨による浸水被害の軽減に向けて、「河川整備」「雨水幹線整備」「雨水流出抑制対策」などを所管する関係課が溢水・浸水箇所の情報を共有化するなど、更に連携を強化して計画的に対策を推進する。
・市民に対する周知として、平時より市ホームページ・広報紙のほか、市有施設等にポスターを掲示するなど、熱中症予防に関する正しい知識について広く普及啓発を行うとともに、熱中症警戒アラート発表時において、市防災情報メール、市公式LINE、市公式X、市ホームページなど、あらゆる広報媒体を活用した市民への迅速な情報伝達及び予防行動・実践行動等の呼びかけの実施や、熱中症弱者や地域の関係団体等が熱中症対策の徹底を図れるよう、全庁的な連携・協力体制を強化したことで、熱中症予防について市民の理解促進につなげることができた。	・引き続き、熱中症予防に対する正しい知識の普及や予防行動について周知啓発を行うほか、今後予測される危険な暑さから市民の健康を守るため、市民への迅速な情報提供や予防行動・実践行動の呼びかけを徹底するとともに、熱中症弱者や地域の関係団体等が熱中症対策の徹底を図れるよう、全庁的な連携・協力体制を推進していく。
・関係機関と連携し、現地調査を行う際などに、農業者への高温対策技術等の周知を図った。	・引き続き、県やJAをはじめとした関係機関との連携により、高温対策技術等の周知を行うとともに、高温耐性品種等の開発状況や農業者のニーズ等を踏まえながら、必要な支援を検討していく。

【構成事業の評価：廃棄物分野】

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗
2-1	ごみの発生抑制・再使用の促進	2-1-1	普及啓発の推進	(1) 普及啓発の推進	もったいない運動との連携	市民会議や民間企業と連携し、市民・事業者に対して幅広くもったいない運動について周知する。	計画どおり
					分別強化の推進【拡充】	様々な機会や場、媒体を活用して、ターゲットを捉えた発生抑制・資源化の取組の効果的な周知啓発を行い、更なる分別協力度や分別精度の向上を図る。	計画どおり
					環境教育の推進	市民や学校等の各ターゲットに応じた効果的な周知をし、地球温暖化を始めとする環境問題の解決のため、市民の環境に対する理解や意識をさらに高め、問題解決能力を育成し、市民一人ひとりの環境に配慮した行動の実践につなげていく。	計画どおり
					家庭系生ごみの減量化の推進	排出段階において水切りの徹底を励行するとともに、家庭用生ごみ処理機の利用拡大と継続利用を推進する。	計画どおり
					きれいなまちづくりの推進	市民等と協働したきれいなまちの実現のため、美化推進重点地区内の巡回指導や路面標示による周知啓発を実施するとともに、条例周知看板など設置物の維持管理を行う。	計画どおり
		2-1-2	発生抑制・再使用の推進	(1) 発生抑制の促進	食品ロス削減の推進【新規】	講習会等を通じた市民への意識啓発により、まだ食べられるのに廃棄される食品ロスを削減するため、市民一人ひとりの意識・行動変革に向けた周知啓発の強化や、外食・小売等の各事業者との連携による食べ切り・使い切りを推進する。 また、様々な機会を活用し、フードドライブの取組を市民へ周知啓発するとともに、フードドライブを活用し、食品ロスの発生抑制を推進する。	計画どおり
					プラスチックごみの発生抑制の推進【新規】	プラスチックごみ削減の観点からレジ袋の削減を図るため、市民・事業者・行政が一体となって、「もったいないレジ袋削減運動」を推進する。また、事業者と連携した過剰包装の抑制や、ばら売り・量り売りの推進、詰替商品の利用促進などにより、容器包装廃棄物の減量化を図る。	計画どおり
				(2) 再使用の促進	リユース品の利用促進	リユース品の利用を促進するため、市内における流通状況等を把握し、新たなリユースの可能性や利用促進に向けた方策等を検討する。	計画どおり
					粗大ごみの再生品販売	粗大ごみをリユース品として新たに活用するなど、市民のリユース品への理解促進を図る。	計画どおり

実績・評価	今後の取組方針
・もったいないフェアや各種イベント、HPやSNS等を活用しながら、もったいない運動の取組を発信し、普及啓発を図った。 ・市民・事業者が一体となって取り組めるよう、市民会議委員の主体的な情報発信が必要である。	・引き続き、市民会議や民間企業等と連携し、各委員所属団体、企業が所有する広報媒体を通じ、効果的な情報発信を実施していく。
・分別講習会や環境出前講座、広報紙、自治会回覧、新聞折込チラシなどの様々な機会・媒体を活用した周知啓発を実施したほか、視覚障がい者に向けた分別冊子の音声版・点字版」の配布、外国人に向けた「外国語版」の配布、多言語対応のごみ分別アプリ「さんあへる」の配信など、情報の行き届きにくい市民に対する周知を図った。	・引き続き、市民の分別協力度・分別精度の更なる向上のため、対象者の世代などに応じ、デジタル広告やリーフレットなどの多様な媒体を使い分けた効果的な周知に取り組んでいく。
・市民や学校等への出前講座を通して、環境問題解決のための行動変容を促すことができた。	・引き続き、出前講座等を通して環境教育の推進を図っていくほか、関係機関との連携を一層強化し、市民や学校等に対し、効果的な事業を行っていく。
・広報紙や市ホームページ、新聞折込チラシ等を活用して生ごみの水切り徹底を周知したことにより、生ごみの減量化を図った。 ・家庭用生ごみ処理機設置費補助金については、継続的に周知に取り組んだ結果、補助台数は増加しており、電動式を中心に家庭用生ごみ処理機の普及が進んでいる。	・引き続き、様々な機会や場、媒体を活用した周知を行い、生ごみの減量化の推進に取り組んでいく。
・ごみのないきれいなまちづくりを推進するため、5月の広報紙や6月に自治会回覧、路面標示の修繕などを行い、より多くの市民等に対して、周知啓発を行った。 ・特に、中心市街地の「美化推進重点地区」においては、指導員による巡回指導や外国人も含めた来訪者へのリーフレットの配付、更には、オリオン通り周辺においては、庁内関係課や商店街組合等と連携し、新たに路面標示を設置するほか、深夜パトロールを実施するなど、環境美化の意識啓発やポイ捨て防止に努めた。	・引き続き、きれいなまちづくり推進に向け、これまでの取組を実施するとともに、来訪者が増加しているオリオン通り周辺においては、指導員による夜間巡回や合同パトロール等の強化・拡充を図る。
・フードドライブの通年受付や庁内関係課・事業者と連携したフードドライブの実施により、食品ロスの削減につながった。 ・令和6年5月にフードシェアリング促進事業を開始し、市民・事業者主体のフードシェアリングの仕組みを構築し、アプリ登録店舗・利用者数の拡大を図った。	・本庁舎におけるフードドライブの通年受付、庁内関係課・事業者と連携したフードドライブを実施していく。 ・分別講習会や市ホームページ、広報紙等の様々な機会や媒体を活用した食品ロス削減に関する周知啓発を実施するとともに、フードシェアリング促進事業におけるアプリ登録店舗・利用者数の更なる拡大に向けた周知啓発に取り組んでいく。 ・令和6年12月に国が「食べ残し持ち帰りガイドライン」を策定したことから、外食時における食べきれない料理の持ち帰りの促進に取り組んでいく。
・各種媒体を活用した周知啓発のほか、エコショップ等認定店における過剰包装の抑制やマイバッグ持参のPR等に取り組んだことで容器包装廃棄物の減量化を推進した。 ・戸別訪問指導時や食品衛生責任者講習会における、事業者への周知啓発を図った。	・引き続き、エコショップ等認定店との連携を図りながら、マイ箸・マイバッグのマイマイ運動を推進し、市民や事業者のプラスチックごみ削減の推進を図る。 ・大規模・中規模事業所への戸別訪問による適正処理の指導を行う。
(ごみ減量課) ・これまでのリユースショップの紹介に加え、新たにフリマアプリを紹介するなどリユース手法の周知拡大に取り組むとともに、引越シーズンに合わせて新聞折込チラシの配布を行い、不用品のリユース促進に取り組んだ。 (廃棄物政策課) ・清掃工場に集められた粗大ごみの一部を引き抜き、排出状況を調査するとともに、修繕を行わない粗大ごみ（家具等）に関する民間事業者（リユースショップ）へのヒアリングや市民アンケートを行い、リユース品の市場・市民ニーズの把握に努めた。 ・イベントを通じて上記リユース品を市民に提供し、粗大ごみの引き抜きから提供までの一連の流れを検証した。	(ごみ減量課) ・これまでのリユースショップの紹介に加え、新たにフリマアプリを紹介するなどリユース手法の周知拡大に取り組むとともに、引越シーズンに合わせて新聞折込チラシの配布を行い、不用品のリユース促進に取り組んだ。 (廃棄物政策課) ・本市における排出状況や市民・市場ニーズ等の調査結果を踏まえ、本市に適した効果的・効率的な粗大ごみリユース事業の方向性を検討する。 ・引き続き、効果的なリユース事業に関する先進事例の情報収集を行う。
・宇都宮市環境学習センターで実施している家具・自転車の再製品提供事業については利用者の利便性を図るため、窓口及びホームページから申し込みを受け付けすることにより、多数の申込みがあり、リユース品への理解促進を図ることができた。	・ホームページでの申し込みを継続するとともに、InstagramなどSNSを活用した情報提供や周知啓発を実施し、リユース品活用の促進を図る。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗
2-2	資源循環利用の推進	2-2-1	資源循環利用の推進	(1) 資源循環利用の推進	拠点回収事業における資源化の推進【拡充】	清掃工場に持ち込まれた剪定枝を拠点回収し、事業者との連携によりチップ化することで、更なる資源化の拡大を図るとともに、市民配布などによる循環利用を促進する。また、家庭から排出される不用になった食用油、小型家電、インクカートリッジを拠点回収することで、焼却ごみの減量化、資源化を図る。	計画どおり
					公共施設における資源化の推進	市有地等から発生する剪定枝などの資源化を図るとともに、更なる資源化を推進するため、清掃工場におけるバイオマス発電等の熱エネルギーの有効活用する。	計画どおり
					新たな資源循環利用の推進	先進自治体や資源化事業者からの情報収取を実施するとともに、組成分析調査の調査結果を踏まえながら新たな資源循環利用の仕組みづくりについて調査研究を進めていく。	計画どおり
	資源循環利用の推進	2-2-2	各主体による資源化の促進	(1) 市民・事業者主体による資源化の推進	リサイクル推進員活動支援の推進	研修会の開催や情報紙「みやくるりん」の発行等の事業を通して、地域のごみ問題や環境美化の中心的役割を担うリサイクル推進員の活動を支援する。	計画どおり
					エコショップ等の普及促進【拡充】	3R活動に積極的に取り組む小売店舗、飲食店舗等を「宇都宮市エコショップ」「宇都宮市エコレストラン」として認定し、事業系ごみの減量化・資源化を図るとともに、ホームページ等を通じて認定店による3R活動の取組内容を市民に広報することにより、市民・事業者の3R行動の実践と定着を図る。	計画どおり
					資源物集団回収の推進	地域における資源物集団回収を通して、地域コミュニティの活性化を図りながら、ごみの減量化・資源化を推進していく。	計画どおり
					事業系ごみの減量化・資源化の促進【拡充】	生ごみや剪定枝などの、民間の資源化施設を活用した資源化への誘導や、生ごみの減量化に向けた事業者への支援に係る検討など、事業系ごみの減量化・資源化を促進する。	計画どおり
2-3	適正な処理の推進	2-3-1	適正な収集・処分体制の推進	(1) 適正な収集・処分体制の推進	ごみステーションの維持管理への支援	自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理が行われるよう支援する。	計画どおり
					適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制の確保	作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な処理運搬体制を確保する。また、人口や社会情勢の変化、3Rの取組の進展や資源化技術の向上等を考慮しながら、安定した収集運搬体制を確保する。	計画どおり

実績・評価	今後の取組方針
（ごみ減量課） ・廃食用油、使用済小型家電、使用済インクカートリッジの拠点回収において、廃食用油の回収拠点を拡充したほか、様々な媒体を活用した周知啓発を行ったことにより、安定的な回収量の確保を図った。	（ごみ減量課） ・引き続き回収拠点の拡充に取り組むとともに、循環型社会の実現に向けた市民のリサイクル意識の向上を図るための周知啓発に積極的に取り組み、回収量の増加を図っていく。
（廃棄物政策課） ・市有施設の生ごみ等のバイオマスの排出状況や活用状況の把握に努めた。 （廃棄物施設課） ・クリーンパーク茂原およびクリーンセンター下田原について、バイオマス発電等により安定した熱エネルギーの有効利用が図られた。 ・クリーンパーク茂原については、さらに隣接する市有施設への熱源供給により熱エネルギーの有効活用が図られた。	（廃棄物政策課） ・市関連施設から排出される生ごみの資源化に向けた先進事例の情報収集や本市に適した生ごみの資源化手法の検討を行う。 （廃棄物施設課） ・引き続き、清掃工場におけるバイオマス発電等の熱エネルギーの有効活用を図っていく。
・プラスチック資源について、既存施設におけるプラスチック製容器包装とプラスチック製品を混合投入する実証実験を行うなど、プラスチック資源の資源化手法の検討を行った。 ・粗大ごみとして排出された羽毛布団の資源化を推進した。 ・リサイクル技術の最新動向や他自治体の導入実績等の情報収集に努めた。	・プラスチック資源の分別収集の導入に向けて、これまで実施したモデル事業や実証実験等を踏まえ、本市に適した資源化手法の検討を行う。 ・引き続き、粗大ごみとして排出された羽毛布団の資源化を実施するほか、リサイクル技術の最新動向や他自治体の導入実績等の情報収集を行う。
・情報紙「みやくるりん」において他地域の好事例を紹介するなど、リサイクル推進員の育成及び活動の支援を図った。 ・リサイクル推進員との連携により、地域における資源とごみの分別・排出指導やごみステーションの適正管理等の円滑な活動支援を図った。	・引き続き、研修会等の開催などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援を行う。 ・情報紙「みやくるりん」の発行については、適宜、リサイクル推進員のニーズを捉えた内容に見直していく。
・市ホームページやごみ分別アプリを活用したエコショップ等認定制度の周知に取り組んだほか、令和6年5月に開始した「フードシェアリング促進事業」の周知と併せて認定の促進に取り組んだことにより、認定店数の増加につながった。	・引き続き、市ホームページ等を活用し、「フードシェアリング促進事業」と一体的に周知啓発に取り組み、エコショップ等認定店の拡大に取り組む。
・令和6年度から報償金単価を7円に引き上げたことに伴い、自治会回覧や広報紙などによる周知啓発を強化したことにより実施回数は増加したものの、新聞や雑誌等の発行部数の減少などの影響により回収量や実施団体が減少している。	・資源物集団回収の活性化に向け、既存団体に対する好事例の提供や未実施団体に対するスタートアップ支援などに取り組んでいく。
（廃棄物政策課） ・市関連施設から排出される事業系生ごみの減量・資源化に向け、市内小中学校から排出される給食残渣の資源化に向けた実証実験を実施開始した。 （ごみ減量課） ・事業者への戸別訪問指導時において、事業系ごみの分別や排出に関する指導に加えて、プラスチック製品の使用抑制や事業系食品ロスの発生抑制に向けた取組を要請するなど、事業所における適正処理につながる取組を実施することができた。	（廃棄物政策課） ・引き続き、市内小中学校における給食残渣資源化に向けた実証実験を実施するとともに、これまでの実証実験の結果等を踏まえ、本市に適した効果的・効率的な事業スキームを構築する。 （ごみ減量課） ・引き続き、計画的な戸別訪問指導を実施するとともに、戸別訪問指導時における食品ロス・プラスチックごみの発生抑制の働きかけに取り組んでいく。
・自治会や集合住宅管理者等に対する周知啓発を実施し、ごみステーションの適正管理を図った。 ・不適正排出等の通報があったごみステーションについては、分別チラシのポスティングなどを行うとともに、自治会や不動産管理会社へ情報提供を行った。 ・カラス対策ガイドブックを活用しながら、効果的なカラス除けネットの使用方法や折り畳みボックスの作成方法を紹介するなど、ごみステーションの維持管理への支援に取り組んだ。 ・GIS（地理情報システム）を活用して、ごみステーションの適正な維持管理や美化へ支援をしたことにより、ごみステーションの適正管理を図った。 ・委託事業者に対し年4回研修会を実施し、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制を推進した。 ・委託事業者と連携しながら、搬入調整を実施し、市内の処理施設へ効果的・効率的に収集運搬を実施した。 ・令和7年度のごみ収集運搬事業者委託替えに合わせて、一部地域において収集曜日の見直しを実施し、ごみ収集量の均衡化を図った。 ・「ふれあい収集事業」の業務の効率化を図るため、申請情報の管理と現地調査を並行して実施できる体制を構築し、収集運搬担当者とも迅速に情報の共有を図った。	・自治会や集合住宅管理者等に対する適正排出に関する周知啓発を実施する。 ・市民からカラス対策として折り畳みボックスの作成について相談があった場合には、希望に応じて、市職員が折り畳みボックスの作成と使用方法の講習会を開催するなど、引き続き、必要な支援に取り組んでいく。 ・自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理や美化への支援をGISを活用し実施する。 ・GISを利用したごみステーション情報の管理を図る。 ・令和7年度において委託事業者の更新を行ったことから、委託事業者への研修会等の実施により、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続を図る。 ・委託契約の更新にあわせて、ごみ収集量の均衡化などを検討しながら、安全・確実な収集運搬体制の継続を図る。 ・「ふれあい収集事業」を適切に実施する。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗
2-3	適正な処理の推進	2-3-1	適正な収集・処分体制の推進	(1) 適正な収集・処分体制の推進	適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理	ごみ処理・埋立処分を安定的に行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理・整備を行う。 クリーンパーク茂原については、供用開始から23年が経過しており、次期ごみ焼却施設の整備に向けて、安定的なごみ処理や、カーボンニュートラルの推進に資するよう、次期ごみ焼却施設の処理方式や処理能力などの基本的事項の方向性を明らかにする「宇都宮市一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）整備基本構想」を策定する。	計画どおり
				(2) 適正な処理の推進	事業系ごみの適正処理の推進【拡充】	事業所への戸別訪問指導や清掃工場における搬入指導（展開調査）を実施し、事業系ごみの適正処理の徹底に取り組む。	計画どおり
					災害廃棄物の適正処理に向けた対応【拡充】	災害廃棄物を円滑かつ適正に処理できるよう、災害種別に応じた仮置場候補地の確保や収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築、各種災害に対応するための手順などを検討する。	計画どおり
				(1) 適正処理の推進	様々な手法による市民等への適正処理に向けた意識啓発	市民等へ適正処理の意識を啓発するため、広報紙やホームページ、自治会回覧などの手法により周知啓発を実施する。	計画どおり
		2-3-2	不法投棄の未然防止・拡大防止		廃棄物排出事業者に対する指導【拡充】	廃棄物の適正処理確保のため、産業廃棄物処理業者や排出事業者に対する立入調査や指導を実施する。	計画どおり
				(2) 不法投棄の未然防止	不法投棄監視カメラの設置【拡充】	不法投棄の未然防止のため、不法投棄多発地点に監視カメラを設置し、不法投棄の監視を行う。	計画どおり
					地域住民による監視活動、清掃活動への支援	地域の良好な環境を確保するため、地域住民による不法投棄監視活動や清掃活動に対し支援する。	計画どおり
					市内郵便局との連携【新規】	「包括連携協定」を活用し、不法投棄の早期発見に向け、より速やかに対応できる体制を構築する。	計画どおり
				(3) 不法投棄の拡大防止	不法投棄の速やかな回収・処分	良好な生活環境の早期回復を図るため、不法投棄の現場を速やかに確認し、早期に撤去する	計画どおり
					不法投棄された土地の速やかな原状回復	良好な生活環境の早期回復を図るため、自治回覧による周知啓発を行うとともに、通報等に基づく現地調査を速やかに実施し、土地の所有者等に対して適正管理の指導を行う。	計画どおり

実績・評価	今後の取組方針
・各清掃工場については、適切な施設の維持管理を行い、安定的なごみ処理を確保した。 ・エコパーク下横倉については、浸出処理施設などを適切に管理し、計画処理水質に適合した水質を確保するとともに、計画的、安定的な埋立処分を行った。 ・次期ごみ焼却施設の整備に向けて、「宇都宮市ごみ焼却施設（ごみ焼却施設）整備基本構想」を踏まえ、建設地をクリーンパーク茂原同一敷地内に決定した。また、施設整備基本計画の令和7年度の策定に向け、施設規模や整備コンセプトなどの具体的な検討を行い、計画的に施設整備事業を推進した。 ・また、現行のごみ焼却施設については、次期ごみ焼却施設の整備を見据えながら、基幹設備等の整備・修繕工事を実施した。	・引き続き、関係法令等を遵守し、適切な施設の維持管理を行っていく。 ・クリーンパーク茂原については、令和6年度から検討を進めている施設整備基本計画を策定し、処理方式や事業手法等を具体化するとともに、環境影響評価や今後の設計に向けた基礎情報となる地質調査や測量調査を実施するなど、事業を計画的に進めていく。 ・また、現行のごみ焼却施設についても引き続き計画的な整備・修繕工事を実施し、次期ごみ焼却施設の整備までの安定的な処理体制を確保する。
・大規模事業所や中規模事業所への戸別訪問指導を計画的に実施した。（2年で全ての対象事業所を訪問する計画） - R6年度訪問実績：大規模事業所168件、中規模事業所59件（実施率100%） ・ごみステーションへの事業系ごみの不適正排出事案について調査・指導を実施した。 - R6調査：63件、指導：20件 ・清掃工場における展開調査を行った。 - R6展開調査実績：4回	・大規模事業所や中規模事業所への戸別訪問指導については、「一般廃棄物処理基本計画」において、取組指標（事業所への戸別訪問指導の実施率100%を維持）として位置付けていることから、今後とも計画的に訪問指導を実施していく。 ・事業系ごみ適正処理の更なる促進に向け、DXを活用し、減量等計画書の提出に係る利便性向上や訪問時における指導の強化に取り組む。 ・今後も、ごみステーションへの事業系ごみの不適正排出事案に対する調査・指導を実施するとともに、清掃工場における展開調査を強化し、適正処理を推進していく。
・マニュアル及び応援協定に基づく訓練等を庁内関係課や関係団体等を対象に実施し、初動対応期における行動や連携体制の理解を深めるとともに、対応の迅速化・円滑化を推進した。	・職員対応の円滑化・効率化・更なる向上を図るため、「災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づく継続的な訓練等を実施する。
・6月と3月に広報紙に記事を掲載、9月に自治会回覧を行い、多くの市民等に廃棄物の適正処理意識の啓発を行った。	・今後も様々な手法を活用し、廃棄物の適正処理意識の啓発を図る。
・廃棄物による周辺の生活環境への影響を防止することを目的として、廃棄物中間処理施設などを中心に立入検査を適正に実施するとともに、事業者に対して、廃棄物処理基準の遵守や、契約・マニフェスト等について、適切な指導、助言を行うなど、適正処理を確保している。	・廃棄物の適正処理を徹底させるため、引き続き、中間処理施設、最終処分場及び収集運搬事業所への立入検査を計画的に実施し、事業者に対し、法の基準遵守を指導していく。
・監視カメラを設置した場所一帯については、新たな不法投棄を抑制することができた。 ・人目のつかない場所への効果的な監視カメラの設置により、不法投棄の未然防止に努めた。	・引き続き、不法投棄の発生状況に応じ、迅速かつ効果的に監視カメラを設置し、監視体制を強化していくとともに特に、高性能の監視カメラについては、拡充して監視の強化を図る。
・自治会やボランティア団体等が実施する不法投棄監視や清掃活動については、要望があった地域に対し、収集した廃棄物を市が回収することで土地の原状回復を支援するとともに、土地の管理に対しては、不法投棄防止用看板や資材（杭、ロープなど）を配付し、不法投棄の未然防止対策を支援した。	・今後も住民意識の向上を図れるよう、自治会やボランティア団体等が実施する不法投棄監視活動や清掃活動を市が継続的に支援していく。
・市内郵便局からの不法投棄通報件数は0件であった。	・今後も「包括連携協定」を活用し、不法投棄物を早期発見できるよう取り組んでいく。
・市民等からの通報があった道路脇などの不法投棄において、不法投棄の現場を速やかに確認し、警告文書を貼付したのち、一定期間経過後、関係課と連携して不法投棄物を速やかに回収・処分した。	・今後も市民等からの不法投棄の通報等があった時点で迅速に現場を確認し、不法投棄の拡大防止のため速やかな回収・処分を行う。
・土地所有者や管理者の意識啓発に向け、9月に土地の適正管理に係る自治会回覧を行った。 ・行為者が判明しない不法投棄において、私有地に不法投棄された際、不法投棄の拡大防止を図るため、土地所有者や管理者等に投棄物の撤去を指導するとともに、再発防止に向け、土地の適正管理を指導した。	・今後も、不法投棄の未然防止・拡大防止を図るため、土地の所有者等に対する周知啓発や指導を行う。

【構成事業の評価：自然環境分野】

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗
3-1	生物多様性の保全	3-1-1	生物多様性保全に関する意識の醸成	(1) 自然に親しむきっかけづくり	人と生きもののつながりに関する周知啓発 【拡充】	市有施設や各種イベントなどにおいて実施している自然環境パネル展に加え、ツイッター（現X）等のSNSや様々な広報媒体を活用し、生物多様性の大切さに気付くためのきっかけとなる情報を発信する。	計画どおり
					自然観察会等の実施 【拡充】	自然に親しむきっかけづくりとして、身近にある自然を活用した各種イベントにおける体験型プログラムなどの自然に親しむ活動を、内容の充実を図りながら実施する。	計画どおり
				(2) 学び場の創出	出前講座の実施 【拡充】	次世代を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代に対し、生物多様性に興味を持ち、理解を深めることができるプログラムを用意し、学校や地域等のニーズに応じた出前講座を実施する。	計画どおり
					生物多様性に配慮した事業活動へ向けた情報発信 【拡充】	事業者の生物多様性の大切さの理解を促進するため、「生物多様性民間参画ガイドライン」の配布や、各事業者に向けた取組事例の紹介を実施する。	計画どおり
					環境学習センターと連携した環境学習機会の提供 【拡充】	あらゆる世代を対象とし、環境学習の拠点である環境学習センターを中核とした様々な場において、多様な主体と連携し、生物多様性の大切さについての理解促進を目的とした講座を実施する。	計画どおり
					学校における意識の醸成 【拡充】	未来を担う子どもたちの、生物多様性の大切さについての理解を促進するため、補助教材を作成し、活用する。	計画どおり
				(3) 活動へつなげる支援	環境リーダー等の人材育成	環境学習講座等の実施から地域における環境保全活動を担う人材の育成を図る。	計画どおり
					「こどもエコクラブ」の育成	子どもの頃から環境とふれあい、体験する、子どもエコクラブについて、講座等を実施するなどクラブの育成を図る。	計画どおり
					うつのみや生きものつながり活性化事業の推進 【新規】	地域特性に応じた里地里山の保全活動などに関するノウハウやフィールドを持つ市民団体と環境保全活動を通じた社会貢献に意欲を示す事業者を結びつけ、生物多様性保全活動の活性化を図る。	計画より遅れ
		3-1-2	生きものとその生息・生育環境の保全の推進	(1) 生きものとその生息・生育環境の保全	自然環境基礎調査の実施・活用 【拡充】	地域特性ごとの自然環境の現況や経年変化を確認するとともに、貴重な生きものや在来の生態系に影響を及ぼす生きものなどの状況を把握し、生物多様性の保全に向けて活用する。	計画どおり

実績・評価	今後の取組方針
・パネル展・標本展示・広報紙・自治会回覧・市ホームページ・X等による情報発信を行った。 ・引き続き、生物多様性の認知度向上に向け、より効果的な周知啓発を実施していく必要がある。	・生物多様性の認知度向上のため、引き続き、パネル展・広報紙・X等、各世代に適した様々な広報媒体を活用して、身近でわかりやすい情報を発信していくとともに、「令和5・6年度自然環境基礎調査」の結果に基づき作成した新たなパンフレット・動画を活用し、啓発内容の充実を図っていく。
・小中学生を対象とした自然観察会を2回（28名）開催するとともに、各種イベントに体験ブースを出展し、参加者からの好評を得た。 ・引き続き、自然に親しむきっかけづくりとなる場を提供していく必要がある。	・引き続き、自然に親しむきっかけづくりとして、自然とふれあう体験型プログラムを充実させていく。
・主に小学校低学年を対象として、出前講座を6回（179名）実施することができ、生物多様性に興味を持ち・理解を深める機会を提供することができた。 ・引き続き、生物多様性に関する世代に応じた理解促進を図るため、生物多様性に関心を持たせ・理解を深める場を提供していく必要がある。	・引き続き、子どもたちをはじめ幅広い世代を対象に出前講座を実施していくとともに、学校と連携した「宇都宮学」による学ぶ場を提供していく。
・市ホームページ上に「うつのみや生きものつながり活性化事業」のマッチング団体による活動の紹介ページを作成し、生物多様性に配慮した事業者の取組として情報発信を行った。 ・引き続き、生物多様性に配慮した事業活動に関する事業者の理解促進を図るため、効果的な情報発信をしていく必要がある。	・引き続き、生物多様性に配慮した事業活動の促進に向けて、事業者「生物多様性民間参画ガイドライン」を配付していくとともに、事業者の先進的な取組事例について、情報収集・発信をしていく。
・環境学習センターと連携した生物多様性分野の講座や各種イベントについては、計画どおり実施し、参加者からの好評を得た。 ・引き続き、生物多様性の大切さについての理解促進の場を提供していく必要がある。	・引き続き、環境学習センターと連携して自然観察会等の身近でわかりやすい講座を実施していく。
（景観みどり課） ・「第3次宇都宮市緑の基本計画」に基づく取組や緑の役割について、分かりやすく伝えるため、緑化に関する補助教材「みどりはともだち」を作成し、小学校（3年生を対象）への配布による、緑や自然環境の大切さについての理解促進を図った。 （学校教育課） ・「宇都宮学」の学習単元「宇都宮の生きもの」における学習を通して、生物多様性の大切さについての理解促進を図った。総合訪問や要請訪問で指導助言を行い、引き続き授業の充実を図る必要がある。	（景観みどり課） ・引き続き、「みどりはともだち」の配布・活用を図ることで、未来を担う子どもたちへ緑や自然環境の大切さについての理解を促進していく。 （学校教育課） ・引き続き、「宇都宮の生きもの」の授業における実践事例を収集し、各学校に紹介するなど、授業の充実を図ることで、生物多様性の大切さについての理解を促進していく。
・「（公財）グリーントラストうつのみや」に対し、戸祭山緑地の緑地保全活動をしている企業や市内4か所の樹林地等で活動しているボランティアグループと連携した里山の維持管理や、長岡樹林地及び戸祭山緑地のガイドブックの制作や、PR動画の放映など各種広報媒体を活用した事業の情報発信、各ボランティアグループと連携し小学生等を対象とした自然学習や市民を対象とした里山の循環型農業体験などの自然の大切さについての普及啓発活動など、都市緑地の保全に向けた事業の実施を支援した。 ・企業・団体や、保全緑地等周辺の自治会等へのPRによる新規の会員及びボランティアの獲得、企業連携による保全活動の充実を支援した。	・引き続き、都市緑地として公有地化したまとまりのある緑地について、「（公財）グリーントラストうつのみや」や企業、ボランティアグループと連携し、各緑地の特性を踏まえた管理方法による効果的かつ適切な維持管理を行うとともに、適宜、「（公財）グリーントラストうつのみや」やボランティアグループと連携し、自然生態系を保全しながら、市民が身近にふれあえる場として活用していく。 ・都市緑地の保全に係るボランティアの確保に向け、会員募集のPRと合わせた取組や事業者への働きかけなどを支援し、企業との連携を含めたボランティアの確保を図る。
・環境学習センターを事務局とする環境未来館こどもエコクラブ及びみずほの自然探検隊のメンバーは定員以上の申込があり、盛況となっている。	・引き続き、仕様書に定める環境学習センターの指定管理業務として、各種情報提供や適切な指導を通じてクラブの育成を図っていく。
・うつのみや生きものつながり活性化事業を活用した保全活動が9回開催（のべ146人参加）された。 ・本事業の周知のため、清原・平出工業団地へのチラシ配付や環境協定締結工場への事業周知を行うとともに、新たなマッチングに向け市民団体と事業者の調整を行った。 ・事業開始以降、活動団体が1組にとどまっていることから、環境保全活動の活性化に向け、本事業の更なる推進が必要である。	・市民団体の登録を増やすため、情報収集を行い登録に向けた働きかけを効果的に行うとともに、事業者に対しては、あらゆる機会を捉えた登録市民団体の紹介を行い、本事業を活用した新たな活動団体の獲得を目指す。 ・また、多様な主体の連携による環境保全活動の活性化を推進するため、令和7年度に実施する「第2次うつのみや生きものつながりプラン」策定の中で効果的な手法を検討していく。
・自然環境の現況及び経年変化の把握のため、業務委託により、現地調査（春・夏・秋季）を実施し、調査結果のとりまとめや重要配慮地域の再選定等を行い、調査結果報告書、侵略的外来種リスト、啓発用パンフレット・動画を作成した。（令和5・6年度継続事業） ・生きものやその生息・生育環境を保全するため、調査結果を生物多様性保全に向けて活用する必要がある。	・自然環境基礎調査の結果について、令和7年度に策定する「第2次うつのみや生きものつながりプラン」の基礎資料として活用するとともに、調査結果をもとに新たに作成したパンフレットや動画について、各種イベント・パネル展示・出前講座等での周知啓発に活用する。 ・また、重要配慮地域の再選定に伴い、自然環境保全地域等の監視活動の内容や頻度等の見直しを行う。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗
3-1	生物多様性の保全	3-1-2	生きものとその生息・生育環境の保全の推進	(1) 生きものとその生息・生育環境の保全	自然環境保全対策に関するアドバイザー会議の開催	周辺環境に与える影響が大きいと考えられる本市の公共事業を実施するにあたり、自然環境の保護・保全対策について自然環境専門家からアドバイスを受け、自然環境への負荷低減を図ることを目的とした会議を開催する。	計画どおり
					自然環境保全地域等の監視活動【拡充】	県の「自然環境の保全及び緑化に関する条例」で指定される自然環境保全地域等をはじめとした重要な地域について、盗掘等の防止対策として定期的な監視活動を実施する。	計画どおり
					里山・樹林地の管理・育成につながる市民・事業者との連携強化	(公財) グリーントラストうつのみやとの連携による緑地保全活動や緑の普及啓発、事業者による樹林地の維持管理など、協働による里山・樹林地の管理・育成に努める。	計画どおり
					周辺環境と調和した多自然川づくりの推進	自然環境に配慮した河川整備に取り組むとともに、良好な河川環境を保全するため、市民協働による河川愛護活動の取組を推進する。	計画どおり
					森林施業の推進【拡充】	市有林においては「市有林の更新等に関する実施計画」(5か年計画)に基づき皆伐などの適正な森林施業に取り組むとともに、民有林においては森林環境譲与税を活用し、宇都宮森林組合が実施する下刈や間伐などの整備に要する経費の一部の補助支援や森林経営管理制度の推進に取り組む。	計画どおり
					農村の自然環境・景観の保全	地域全体で農地等を維持・保全するための共同活動の支援を実施する。	計画どおり
					都市緑地の保全・活用【拡充】	都市緑地として公有地化したまとまりのある緑地について、「(公財) グリーントラストうつのみや」などと連携しながら、各緑地の特性を踏まえた管理方法により適切な維持管理を行うとともに、市民が身近に緑とふれあえる場として活用する。また、鶴田沼緑地の保全・活用に向け、環境改善対策や用地の取得、整備に努める。	計画どおり

実績・評価	今後の取組方針
・全3回（3事業）のアドバイザー会議を開催し、専門家から自然環境への負荷低減に係るアドバイスを受けることにより、事業実施課において、モニタリング調査の継続実施などを当該公共事業に反映した。 ・引き続き、有効なアドバイスを受けられるよう、適切に当該会議を運営していく必要がある。	・引き続き、公共事業に係る自然環境への負荷低減を図るため、事業の進捗状況に合せて、適宜、アドバイザー会議を開催し、専門家からの意見を当該公共事業に反映させていく。
・自然環境保全地域（鬼怒川中流域）、緑地環境保全地域（羽黒山、長岡）、重要配慮地域（鶴田沼周辺ほか11か所）について、定期的に監視活動を実施した。 ・引き続き、自然環境保全地域等の自然環境が確保されるよう、効果的な監視活動を実施していく必要がある。	・今後も自然環境の保全や生物多様性の確保のために、自然環境保全地域等についてチェックポイントなどを定め、定期的かつ効果的に監視活動を実施していく。 ・また、重要配慮地域の再選定に伴い、自然環境保全地域等の監視活動の内容や頻度等の見直しを行う。
・「（公財）グリーントラストうつのみや」との連携による市内4か所の樹林地等の維持管理をはじめ、長岡樹林地及び戸祭山緑地のガイドブックの制作やPR動画の放映など各種広報媒体を活用した事業の情報発信、各ボランティアグループによる小学生等を対象とした自然学習や市民を対象とした里山の循環型農業体験などの自然の大切さについての普及啓発、事業者との連携による戸祭山緑地の維持管理などを実施し、樹林地等の管理・育成につながる連携強化を図った。	・引き続き、「（公財）グリーントラストうつのみや」との連携により、各樹林地等の特性を踏まえた管理方法による適切な維持管理や、自然生態系を保全しながら市民が身近に緑とふれあえる場として活用し、緑の普及啓発を進めるとともに、事業者との連携による維持管理の強化に向け、会員募集のPRと合わせたボランティアの確保の働きかけを行うなど、樹林地等の管理・育成につながる市民・事業者との連携強化に取り組む。
・生物の生息環境や多様な景観を保全しながら、治水対策と両立させた河川整備に取り組んだ。 ・河川愛護グループに補助金を交付し、河川の除草・清掃などの河川愛護活動を支援した。 ・市主催の「川の日クリーン作戦」や河川愛護会が主催する「自然観察会」などの多自然川づくりのイベント開催を支援し、市民の河川環境保全意識の醸成を図った。 ・河川に関する写真の撮影や鑑賞を通じて、市民の河川への興味・関心を深め、河川愛護意識の醸成を図ることで、新たな活動参加のきっかけとなるよう「宇都宮市河川愛護フォトコンテスト」を開催した。	・自然環境に配慮した河川整備を推進する。 ・良好な河川環境の形成及び保全に寄与するため、河川環境基金を活用した河川教育や美化緑化などの取組の充実に向けた検討を進めるとともに、引き続き、「川の日クリーン作戦イベント」の開催や愛護会が主体となったイベント開催を積極的に支援し、活動参加者の増加に取り組む。
・市有林の整備については、公益的機能の維持増進を図るため、「市有林の更新等に関する実施計画」に基づき、森林整備を実施した。 ・民有林の整備についても、民間事業者による森林整備への支援等を通じて一定の施業量を確保した。今後「森林経営管理制度」の運用により更なる施業量の確保が必要となることから、施業量を増加させる方策として、民間事業者の人材育成・確保や経営基盤の強化に要する費用への助成を行った。	・市有林について、計画期間内での適切な市有林施業を進めていくとともに、民有林についても、引き続き森林環境譲与税を活用して民間事業者による民有林整備を補助支援するとともに、民間事業者の経営基盤強化支援策を効果的に活用して民有林整備の施業量の拡大に取り組んでいく。また、森林整備の推進にあたり、県が実施する人材育成事業との連携を図りながら、担い手の確保・育成に係る事業を展開する。
・草刈や水路の泥掃除など水路の維持管理活動を行う地域の認定組織に対し、多面的機能支払交付金事業を活用し活動費の一部を支援する取組を実施した。	・引き続き、多面的機能支払交付金事業を実施するなど、地域で活動する認定組織を支援していく。
・公有地化した緑地の保全活動について、「（公財）グリーントラストうつのみや」のほか、同法人と協定締結により、戸祭山緑地の緑地保全活動をしている企業、各樹林地等のボランティアグループとの連携により、計画的・効果的な維持管理を実施した。 ・「（公財）グリーントラストうつのみや」や各樹林地等のボランティアグループと連携し、貴重な動植物等の生育・生息環境となっている自然生態系を保全しながら、市民が身近に緑とふれあえる場として、緑地を活用した。 ・鶴田沼緑地については、貴重な自然環境を保全するため、関係課による自然環境基礎調査の結果や試行的に実施している保全対策の状況について、自然環境アドバイザー等の意見を伺い、早急に対応が可能な箇所から湿地環境改善を実施するとともに、市民が身近に触れ合う場として活用していくため、用地取得や散策路等の設計、木道等の整備を実施した。 ・鶴田沼緑地の中間湿原環境の保全・復元や、供用に向け必要となる用地や財源の確保に努めた。	・引き続き、都市緑地として公有地化した、まとまりのある緑地について、「（公財）グリーントラストうつのみや」や企業、ボランティアグループと連携し、各緑地の特性を踏まえた管理方法による適切な維持管理を行うとともに、自然生態系を保全しながら、市民が身近に緑とふれあえる場として活用していく。 ・鶴田沼緑地については、引き続き、自然環境アドバイザー等の指導・助言を得て、中間湿原環境の保全・復元のための環境改善対策の継続や維持管理マニュアルの更新を検討するとともに、市民が身近に緑とふれあう場として活用できるよう、国庫補助金を活用した計画的な用地取得や散策路等の整備を進める。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗
3-1	生物多様性の保全	3-1-2	生きものとその生息・生育環境の保全の推進	(1) 生きものとその生息・生育環境の保全	文化財の保存・活用	市民協働による文化財愛護活動を通して史跡周辺の里山林の環境整備や市民への指定文化財の普及啓発や活用に取り組んでいく。	計画どおり
					天然記念物の保全	樹勢回復が必要な天然記念物支援のため補助金を交付することや、市所有の天然記念物に関しては、定期的な剪定を行い、樹勢の維持管理を実施する。	計画どおり
				(2) 生きものとその生息・生育環境の変化への対応	外来種に関する周知啓発 【拡充】	外来種の持ち込みや野外放逐等の抑制を図るため、市有施設等におけるパネル展示等を実施し、各地域における外来種の影響についての周知啓発を実施する。	計画どおり
					外来種防除活動の実施・支援 【拡充】	在来種に悪影響を及ぼす外来種の駆除活動を実施するとともに、様々な活動を行う団体等について、その活動を広く周知するなど、市民等への情報発信等による支援を実施する。 また、本市への侵入が懸念されるクビアカツヤカミキリについて監視を強化していく。	計画どおり
					気候変動による生きものへの影響の調査研究・活用 【拡充】	気候変動が及ぼす本市に生息・生育している生きものへの影響について調査し、把握するとともに自然環境の保全に活用する。	計画どおり
					気候変動への適応策に関する理解促進に向けた情報発信 【拡充】	気候変動への「適応」に関する正しい理解を促進するための情報発信を推進する。	計画どおり
3-2	自然と共生したまちづくりの推進	3-2-1	農地等の多面的機能の維持向上	(1) 農地や里山・樹林地の保全と活用	優良農地の確保・保全	農用地区域における無秩序な開発を抑制するとともに、農業振興地域整備計画の適正管理を図る。	計画どおり
					森林施業の推進 【拡充】 (再掲)	市有林においては「市有林の更新等に関する実施計画」(5か年計画)に基づき皆伐などの適正な森林施業に取り組むとともに、民有林においては森林環境譲与税を活用し、宇都宮森林組合が実施する下刈や間伐などの整備に要する経費の一部の補助支援や森林経営管理制度の推進に取り組む。	計画どおり
					農地・農業用水等の保全の推進 【拡充】	多面的機能支払交付金事業を活用した活動費の支援や地域で活動する認定組織の支援を推進する。	計画どおり
					遊休農地等の有効利用の促進	遊休農地等の有効利用の促進するため、遊休農地を借り受けて耕作しようとする農業者等に対し、遊休農地の再生作業に係る費用の一部を交付する。	計画どおり
					地域特性を活用したエコツーリズム等の検討・実施	都市と農村の交流促進や、地域活性化を図るため、事業を実施する団体への支援を実施する。	計画どおり

実績・評価	今後の取組方針
・文化財の所有者や文化財愛護活動団体に対し、文化財保存事業費補助を通じた支援を行うとともに、市民遺産制度の新規募集や同制度補助を通じた支援を行い、指定文化財等の適切な保存や活用に取り組んだ。	・引き続き、文化財保存事業費補助金や市民遺産制度を通じた支援を行い、指定文化財等の適切な保存と活用を実施していく。
・樹勢回復が必要な天然記念物の樹勢回復事業を行った。市所有の天然記念物に関しては、定期的な剪定を行い、樹勢の維持管理を行った。	・引き続き、所有者や管理者の理解を得ながら、樹勢回復事業を通じた支援を行うとともに、本市所有の天然記念物についても、定期的な剪定等を行うなど、天然記念物の適切な保全に取り組んでいく。
・広報紙、自治会回覧、ホームページ、講座、パンフレット、図書館等でのパネル展示や標本展示による周知啓発を実施した。 ・外来種の影響に関する認知度については、令和7年度の目標である90%の達成に向け、引き続き、認知度の向上に結びつく効果的な周知啓発を実施する必要がある。	・引き続き、各種媒体・機会を活用し、市民に向けた外来種に関する正確な情報の発信をするとともに、外来種の影響に関する認知度の向上に結びつく、より効果的な内容となるようを検討を行っていく。
・特定外来生物等について、電話・メール・「宮ココ」等による相談受付から現地調査、駆除などに迅速に対応できた。 ・県内で被害が拡大している特定外来生物クビアカツヤカミキリについて、市内16か所の監視活動や本市3～6例目の被害確認を受けて緊急調査を実施するなど、関係部署と連携して被害拡大防止に向けた対応が図れた。 ・外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業補助金については、対象となる被害2件に対し交付し、被害木の早期伐採につなげることができた。 ・今後、市内においてクビアカツヤカミキリの被害が拡大するおそれがあることから、引き続き適切に対応する必要がある。	・特定外来生物等による被害拡大を防止するため、市民に向けた正確な情報の発信や、電話・メール・「宮ココ」等による通報受付から現地調査、駆除など、国・県と連携して迅速に対応していく。 ・クビアカツヤカミキリの被害拡大防止に向けては、被害木の早期発見及び早期伐採が有効な防除策であることから、市民に対する情報発信媒体の拡充や成虫発生時期（5～10月）に合わせた市有施設の樹木点検により被害木の早期発見につなげるとともに、外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業補助金を活用し所有者の負担を軽減することで、被害木の早期伐採を推進していく。
・自然環境の現況及び経年変化を把握し、気候変動が及ぼす生きものへの影響把握が行えるよう、業務委託により、現地調査（春・夏・秋季）を実施し、調査結果のとりまとめや重要配慮地域の再選定等を行い、調査結果報告書、侵略的外来種リスト、啓発用パンフレット・動画を作成した。（令和5・6年度継続事業） ・生きものやその生息・生育環境を保全するため、調査結果を生物多様性保全に向けて活用する必要がある。	・自然環境基礎調査の結果について、令和7年度に策定する「第2次うつのみや生きものつながりプラン」の基礎資料として活用するとともに、調査結果をもとに新たに作成したパンフレットや動画について、各種イベント・パネル展示・出前講座等での周知啓発に活用する。
・気候変動への「適応」について、市HPや環境出前講座等において普及啓発を実施し、事業の目的を達成することができた。 ・一方、具体的な適応策について、関係各課と連携しながら、取り組む必要がある。	・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に位置付ける地域気候変動適応計画に基づき、本市における「適応」に関する施策等を関係課と連携しながら推進していく。
・農用地区域に係る問合せに迅速かつ適切に対応するとともに、農用地区域からの除外について、法に基づき適正に審査し、計画変更に係る手続きを行った。 ・農用地の適正に管理に向け、農業生産基盤や土地利用の現況・見通しを踏まえ、農業振興地域整備計画を令和6年4月に改定予定	・令和6年度の農業振興地域整備計画の改定に向け、基礎調査を実施するなど、NCCのまちづくりと連携しながら、引き続き農用地区域を適正に管理していく。
・市有林の整備については、公益的機能の維持増進を図るため、「市有林の更新等に関する実施計画」に基づき、森林整備を実施した。 ・民有林の整備についても、民間事業者による森林整備への支援等を通じて一定の施業量を確保した。今後「森林経営管理制度」の本格運用により更なる施業量の確保が必要となることから、施業量を増加させる方策として、民間事業者の人材育成・確保や経営基盤を強化する支援策を新たに創設した。	・市有林について、計画期間内での適切な市有林施業を進めていくとともに、民有林についても、引き続き森林環境譲与税を活用して民間事業者による民有林整備を補助支援するとともに、民間事業者の経営基盤強化支援策を効果的に活用して民有林整備の施業量の拡大に取り組んでいく。また、森林整備の推進にあたり、県が実施する人材育成事業との連携を図りながら、担い手の確保・育成に係る事業を展開する。
・64活動組織が農地・水環境の保全活動を実施した。本市の農地・農業用施設を適正に管理するため、農地の持つ多面的機能の維持・発揮に向けた活動のエリア拡大が必要がある。 ・活動組織の活動の継続や活動面積の拡大、新規組織の立ち上げを促進していくため、令和5年3月に事務作業を一括して行う広域活動組織を設立（令和7年3月時点21組織加入）	・多面的機能支払交付金制度について、個別説明会や地域からの相談等の機会を捉え、本市の現状や課題等を示しながら、既存組織に対しては、活動の継続や活動面積の拡大、組織活動を行っていない地域に対しては、新規組織の立ち上げを促進していく。 ・また、新たに立ち上げた広域活動組織の事務局運営を支援するとともに、広域活動組織への未加入組織に対しても、個別説明等の機会を捉え、加入のメリット等を説明し、加入促進を図っていく。
・本事業の活用により、1.17haの遊休農地の解消が進んだことから、引き続き、遊休農地解消に向けた支援策を継続する必要がある。	・農業委員、農地利用最適化推進委員をはじめ、JAと連携しながら遊休農地の早期発見に努めるとともに、本事業について周知し、遊休農地の更なる解消を図っていく。
・地域特性を活用したエコツーリズムは、地域の活性化や都市と農村の多様な交流を推進する上で有効な機会であることから、ライトライン開業をきっかけに、市内ライトライン沿線において、豊富な農資源をはじめ、鬼怒川や飛山城跡等の地域資源を活用した体験型ツアー等の実施にかかる事業費補助により支援したところ東部エリアの地域資源が磨き上げられるツアーや市内宿泊を伴うツアーも新たに誕生するなど、東部エリアの地域資源の掘り起こし・磨き上げに一定の成果が見られている。	・今後も、より都市と農村の交流や農村地域の活性化が図られるよう、ライトライン開業をきっかけに、市内ライトライン沿線の東部エリアにおける地域資源の掘り起こし・磨き上げや賑わいの創出に資する取組を継続支援することで、地域特性を活用したエコツーリズムに取り組んでいく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗
3-2	自然と共生したまちづくりの推進	3-2-1	農地等の多面的機能の維持向上	(2) 環境にやさしい農林業の促進	農村の自然環境・景観の保全（再掲）	地域全体で農地等を維持・保全するための共同活動の支援を実施する。	計画どおり
					環境にやさしい営農活動の普及促進	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、環境保全型農業直接支払交付金により必要な支援を行ない、環境にやさしい営農活動の普及に取り組む。	計画どおり
					地産地消の推進	地場農産物・販売店等マッチング事業による宇都宮産農産物の活用などにより、地産地消の普及啓発と宇都宮産農産物の消費拡大に取り組む。	計画どおり
		3-2-2	都市の緑の保全と創出	(1) 市民主体の緑化運動の推進	里山・樹林地の管理・育成につながる市民・事業者との連携強化（再掲）	(公財) グリーントラストうつのみやとの連携による緑地保全活動や緑の普及啓発、事業者による樹林地の維持管理など、協働による里山・樹林地の管理・育成に努める。	計画どおり
				(2) 都市拠点における緑化推進	中心市街地の緑化推進【拡充】	中心市街地の公共用地や民有空き地等での緑あふれる空間づくりを推進するとともに、市街地再開発事業など民間事業と連携した緑化の促進を図る。	計画どおり
					市街地の農地等の保全・活用	「第3次都市計画マスタープラン」や「第3次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」等を踏まえながら、都市農地の保全・活用に向けた制度運用の検討を進めていく。	計画どおり

実績・評価	今後の取組方針
・草刈や水路の泥掃除など水路の維持管理活動を行う地域の認定組織に対し、多面的機能支払交付金事業を活用し活動費の一部を支援する取組を実施した。	引き続き、多面的機能支払交付金事業を実施するなど、地域で活動する認定組織を支援していく。
・地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む団体に対し、環境保全型農業直接支払交付金による支援を実施するとともに、化学肥料から有機質肥料に置き換える実証栽培を実施するなど、環境にやさしい営農活動の普及促進とグリーン農業の推進を図った。取組の更なる拡大を図るため、支援を継続するとともに、取組内容の周知を広く行う必要がある。	・地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の拡大を図るため、引き続き、環境保全型農業直接支払交付金による支援や実証栽培を実施するとともに、様々な機会を通じて取組内容の周知を図っていく。
・地産地消を推進する取組の拡大に向けては、地産地消推進店を活用したキャンペーンの実施方法を見直したことにより応募件数を伸ばすことができた。 ・地産地消推進店の認定についてもオリオン通りの商店街組合へのPRにより、新規推進店の加入数を伸ばすことができた。 ・宇都宮産農産物の利用促進（マッチング支援）では、学校給食における地産地消推進を重点的に取り組んだ結果、新たに5件の商談が成立するなど成果を上げることができた。 ・引き続き、地産地消の取組を広げていくため、多くの市民や事業者と共に、主体的な行動を促す取組を展開するとともに、学校給食現場と生産者の双方のニーズ把握を強化するなどして学校給食での農産物の利用拡大を図る必要がある。 ・グリーン農業への理解促進については、グリーンマルシェの開催にあたりコンセプトとして掲げた「SMILE GREEN TABLE」により、来場者がグリーン農業をより身近に感じられたという手ごたえを得ることができた。 ・今回が初開催となったグリーンマルシェの成果を踏まえ、今後は市民により理解されやすい企画内容を検討し、令和7年度のマルシェの企画内容に反映させる必要がある。また、グリーン農業に関わる関係者が一体となって取り組めるよう、継続的な支援が必要である。	・市民が宇都宮産農産物をより手に取りやすくする環境を整備するため、推進店の新規獲得や直売所の支援を強化していくとともに、主体的な行動を促進するブランディングの検討など消費者の購買意欲を喚起する取組を展開していく。 ・また、学校給食における地産地消の拡大に向けて、関係事業者との継続的な意見交換を通じて効果的なマッチング手法を検討し、商談成立につなげていく。 ・グリーン農業への理解促進については、グリーン農業に対する市民の理解を一層深めるため、コンセプトの更なる浸透を図るとともに、関係者（生産者・流通事業者等）の意見を踏まえながら、効果的な理解促進策の検討・実施を進めていく。また、啓発イベントや広報活動などを通じて市民との接点を強化し、グリーン農業の意義や価値をより広範に伝える取組を展開していく。
・「（公財）グリーントラストうつのみや」との連携による市内4か所の樹林地等の維持管理をはじめ、長岡樹林地及び戸祭山緑地のガイドブックの制作やPR動画の放映など各種広報媒体を活用した事業の情報発信、各ボランティアグループによる小学生等を対象とした自然学習や市民を対象とした里山の循環型農業体験などの自然の大切さについての普及啓発、事業者との連携による戸祭山緑地の維持管理などを実施し、樹林地等の管理・育成につながる連携強化を図った。	・引き続き、「（公財）グリーントラストうつのみや」との連携により、各樹林地等の特性を踏まえた管理方法による適切な維持管理や、自然生態系を保全しながら市民が身近に緑とふれあえる場として活用し、緑の普及啓発を進めるとともに、事業者との連携による維持管理の強化に向け、会員募集のPRと合わせたボランティアの確保の働きかけを行うなど、樹林地等の管理・育成につながる市民・事業者との連携強化に取り組む。
・通年での華やかな花や緑の状態の保持や夏場の維持管理に係る負担軽減等を図るためハンギングバスケットの設置時期を見直したほか、小学生や高校生、「花と緑のまちづくり推進協議会」、市緑化ボランティア、事業者等と連携し、ハンギングバスケット大作戦及び花と緑のフェスティバル等を実施することで、中心市街地の緑の充実や回遊性の向上に取り組んだ。 ・効果的な緑の配置方法や緑化の手法などを市民等に広く共有し、質の高い緑化を誘導するため、「緑化ガイドライン」を作成し、中心市街地（高次都市機能誘導区域）において運用を開始した。	・引き続き、「花と緑のまちづくり推進協議会」や市緑化ボランティア、事業者等と連携を密にし、中心市街地の緑化を推進する。 ・中心市街地（高次都市機能誘導区域）において運用を開始した「緑化ガイドライン」を活用し、市街地再開発事業など民間事業と連携した質の高い緑化を誘導するため開発主や事業者などへの助言・指導に取り組む。
・都市農地の保全・活用に向けて、生産緑地地区の運用を令和4年度に開始し、令和6年度の指定件数は4件、面積は2.34haであった。（合計9地区、4.11ha）	・庁内関係課やJAと連携を図りながら、生産緑地地区の都市計画決定を行う。 ・過年度にJAと連携して、実施したアンケート調査の結果などを分析しながら今後の運用を検討していく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗
3-2	自然と共生したまちづくりの推進	3-2-3	水資源の確保	(2) 都市拠点における緑化推進	都市緑地の保全・活用 【拡充】 (再掲)	都市緑地として公有地化したまとまりのある緑地について、「(公財) グリーントラストつのみや」などと連携しながら、各緑地の特性を踏まえた管理方法により適切な維持管理を行うとともに、市民が身近に緑とふれあえる場として活用する。また、鶴田沼緑地の保全・活用に向け、環境改善対策や用地の取得、整備に努める。	計画どおり
				(3) 緑と憩いの拠点づくり	身近な生活圏の公園整備	地域の特性に対応した個性ある公園整備を実施する。	計画どおり
					拠点公園の整備・活用	水上公園の新たな利活用に向け、地域ニーズを踏まえた特色ある公園整備を実施する。	計画どおり
				(1) 水を大切にする意識の醸成	水循環に関する教育の推進	セミナーの実施等により水循環に関する教育の推進を図る。	計画どおり
					上下水道に関する普及啓発 【拡充】	広報紙の発行をはじめ、イベントの開催やイベント時の普及啓発用グッズの提供、各種広報媒体の活用等により普及啓発を図る。	計画どおり
				(2) 既存水源等の保持	水質保全に関する要望活動の実施	水質活動に関する要望活動を実施し、既存水源等の保持に取り組む。	計画どおり
					水源涵養活動・水質保全活動の協力依頼	水源涵養活動・水質保全活動の協力依頼を行い、既存水源等の保持に取り組む。	計画どおり
					かんがい排水施設の整備等の推進	農業用水の合理的・安定的な確保を図るための事業を実施する。	計画どおり
				(3) 水の適正かつ有効な循環の促進	民有地への雨水貯留・浸透施設の設置促進	民有地における雨水貯留・浸透施設の設置費補助制度について、市民協働による雨水の有効利用に対する意識醸成を図り、市民や事業者の皆様による雨水貯留施設等の設置が促進されるよう周知活動を実施する。	計画どおり
					道路における雨水浸透舗装の整備	雨水地下水浸透を促進し地下水の涵養を図るため、歩道の透水性舗装の整備を推進する。	計画どおり

実績・評価	今後の取組方針
・公有地化した緑地の保全活動について、「(公財)グリーントラストうつのみや」のほか、同法人と協定締結により、戸祭山緑地の緑地保全活動をしている企業、各樹林地等のボランティアグループとの連携により、計画的・効果的な維持管理を実施した。 ・「(公財)グリーントラストうつのみや」や各樹林地等のボランティアグループと連携し、貴重な動植物等の生育・生息環境となっている自然生態系を保全しながら、市民が身近に緑とふれあえる場として、緑地を活用した。 ・鶴田沼緑地については、貴重な自然環境を保全するため、関係課による自然環境基礎調査の結果や試行的に実施している保全対策の状況について、自然環境アドバイザー等の意見を伺い、早急に対応が可能な箇所から湿地環境改善を実施するとともに、市民が身近に触れ合う場として活用していくため、用地取得や散策路等の設計、木道等の整備をを実施した。 ・鶴田沼緑地の中間湿原環境の保全・復元や、供用に向け必要となる用地や財源の確保に努めた。	・引き続き、都市緑地として公有地化した、まとまりのある緑地について、「(公財)グリーントラストうつのみや」や企業、ボランティアグループと連携し、各緑地の特性を踏まえた管理方法による適切な維持管理を行うとともに、自然生態系を保全しながら、市民が身近に緑とふれあえる場として活用していく。 ・鶴田沼緑地については、引き続き、自然環境アドバイザー等の指導・助言を得て、中間湿原環境の保全・復元のための環境改善対策の継続や維持管理マニュアルの更新を検討するとともに、市民が身近に緑とふれあう場として活用できるよう、国庫補助金を活用した計画的な用地取得や散策路等の整備を進める。
・令和6年度は、地域の要望等を踏まえ、子ども向け遊具や健康遊具、四阿などを計画通り設置した。	・引き続き、ワークショップなどにより地域ニーズを捉えながら、地域の特性に応じた個性ある公園整備に取り組む。また、地元要望の四阿や遊具増設などは、必要性や優先度などを整理しながら、計画的な整備に取り組む。
・令和2年度に発注した本体工事が完了し、令和3年8月に供用を開始した。	—
・「お届けセミナー」については、小学校等に訪問する「出前形式」に加え、ICTの利用促進やコロナ対策の一環として令和3年度より導入した「オンライン形式」を継続し、子供たちがタブレット端末を使ってクイズに参加できる内容や、浄水場・水再生センター職員と中継をつなぎ質疑応答を行うなどオンラインならではの講座内容としたことで好評を得たところである。（出前形式：43校、オンライン形式：8校） ・「サマーセミナー」については、水の循環についての講座と水を使用した実験を行うことで、水と上下水道について関心を持ってもらえるようなプログラムを実施した。	・「お届けセミナー」については、学校において施設見学の機会が減少していることから、昨年度作成した施設紹介動画を活用し、それらを講座内に組み込むことで、上下水道について、より理解を深められるよう、講座内容の充実を図る。 ・水循環の仕組みについて、より体験的な学習を提供するため、ダムや浄水場、水再生センターなどを見学できる、施設見学ツアーを実施する。
・本市で開催される様々なイベントに出展し、水の飲み比べ体験を多くの方に体験してもらい、本市の水道水のおいしさについてPR活動を行った。 ・浄水場を開放するイベントを開催したことで、来場いただいた方に水道水に親しみを持ってもらうとともに、事業理解の促進を図った。 ・本市水道水のおいしさや上下水道局で実施している取組について、広報紙・HP、上下水道局公式X（旧twitter）等SNSにおいても配信することにより、広く周知を図ることができた。	・本市上下水道事業への理解促進に向け、引き続き、広報紙やSNSなど様々な媒体を活用しながら、積極的な周知・啓発に取り組む。 ・浄水場の施設開放イベントを再度開催するとともに、水再生センターの施設開放イベントも開催することで上下水道事業全体の理解促進を図る。
・令和6年度は、6月に「利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会」において、国土交通省や環境省等の関係機関に対し、危機管理対策の充実や化学物質の規制強化など水道水源の水質保全対策の推進等に関する要望活動を実施した。 ・既存水源等を保持するためには、同協議会等と連携しながら、関係機関に要望していくなど、継続的な取り組みが必要がある。	・引き続き、同協議会等、関連する流域と連携を図り、関係機関に対して、水質保全に関する要望活動を実施し、既存水源等の保持に取り組む。
・令和6年度も昨年度に引き続き、水源涵養活動として、各水道委員会及び水源協力会との協定に基づき、定期的に除草や清掃等の水源涵養活動を実施した。また、水質保全活動として、取水地点上流域の住民等へ、油流出防止や異常水発見時の報告を求めるチラシの配布を行った。 ・既存水源等を保持していくためには、水源や上流域の地域住民等と協働していくなど、継続的な取り組みが必要がある。	・引き続き、水源や上流域の地域住民等と協働し、水源涵養活動・水質保全活動を行い、既存水源等の保持に取り組む。
・土地改良区等が所有する用排水路の適切な維持管理のために必要な、修繕・更新等の整備に要する費用の一部を支援した。	・引き続き、土地改良区等が所有する用排水路の適切な維持管理のために必要な整備を支援していく。
・令和6年度の宅地内雨水貯留・浸透施設の設置促進については、市・局広報紙への記事掲載や、自治会・子育て世代等へのパンフレット配布のほか、住宅新築を検討している方々に向け、住宅展示場において実物展示等の周知活動を行い、市民の意識醸成および補助制度活用の普及啓発を行った。	・今後は、様々な機会を捉え、雨水の有効利用に関するPR・周知活動を行うほか、近年頻発化している浸水被害軽減に対する市民理解と意識醸成に取り組む。
・都市計画道路整備事業及び都市部での道路改良事業において、歩道の透水性舗装を実施している。	・今後も、雨水地下水浸透を促進し、地下水の涵養を図るため、歩道の透水性舗装の整備を推進していく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗
3-2	自然と共生したまちづくりの推進	3-2-4	河川環境の保全と創出	(1) 水辺に親しめる空間の創出	周辺環境と調和した多自然川づくりの推進(再掲)	自然環境に配慮した河川整備に取り組むとともに、良好な河川環境を保全するため、市民協働による河川愛護の取組を推進する。(再掲)	計画どおり
					まちづくりと併せた河川・緑地等の一体的な保全と活用	・「第3次都市計画マスタープラン」を踏まえ、都市における貴重な緑空間の保全・創出などに向けた都市計画制度等の運用を行う。	計画どおり
				(2) 治水対策・河川機能の保全	河川整備の推進	「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」に掲げている浸水被害の早期解消に向け、市管理河川(都市基盤河川、準用河川、普通河川)の整備を推進する。	計画どおり
					河川維持管理の実施	河川区域内における除草や害虫駆除の実施などにより、河川機能の適正な保全を進めていく。	計画どおり
		3-2-5	良好な景観の保全と創出	(1) 歴史的・文化的景観の整備と活用	大谷の名勝・文化的景観保存整備事業の推進	大谷の景観の普及活動を進めていくとともに重要文化的景観選定に向けた取組を実施する。	計画どおり
					文化財の保存・活用(再掲)	市民協働による文化財愛護活動を通して史跡周辺の里山林の環境整備や市民への指定文化財の普及啓発や活用に取り組んでいく。	計画どおり
				(2) 景観形成の総合的な推進	景観計画を活用した景観づくりの推進	・本市ならではの景観を保全・活用・創出し、地域特性に応じた魅力ある街なみを形成する。	計画どおり
					景観に関する意識の啓発【拡充】	景観に関する市民意識向上を図るため、関係団体と連携・協力しながら出前講座等により周知・啓発に取り組んでいく。	計画どおり
					屋外広告物の規制誘導	屋外広告物の規制誘導について、都市の良好な景観や風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを図るため、業界団体等と連携し、屋外広告物に関する許可等の適正運用及び周知啓発や違反広告物に対する啓発活動を実施する。	計画どおり

実績・評価	今後の取組方針
【再掲】 ・生物の生息環境や多様な景観を保全しながら、治水対策と両立させた河川整備に取り組んだ。 ・河川愛護グループに補助金を交付し、河川の除草・清掃などの河川愛護活動を支援した。 ・市主催の「川の日クリーン作戦」や河川愛護会が主催する「自然観察会」などの多自然川づくりのイベント開催を支援し、市民の河川環境保全意識の醸成を図った。 ・河川に関する写真の撮影や鑑賞を通じて、市民の河川への興味・関心を深め、河川愛護意識の醸成を図ることで、新たな活動参加のきっかけとなるよう「宇都宮市河川愛護フォトコンテスト」を開催した。	【再掲】 ・自然環境に配慮した河川整備を推進する。 ・良好な河川環境の形成及び保全に寄与するため、河川環境基金を活用した河川教育や美化緑化などの取組の充実に向けた検討を進めるとともに、引き続き、「川の日クリーン作戦イベント」の開催や愛護会が主体となったイベント開催を積極的に支援し、活動参加者の増加に取り組む。
・風致地区条例や緑地協定制度等の周知啓発に取り組むとともに、対象区域内の事業における緑の確保に努めた。 ・市街化調整区域の地区計画による宅地開発において、自然環境と調和した緑豊かな住宅地とするため、地区整備計画の垣・柵の制限について生垣を推奨するとともに、緑化率の設定に向け検討を行いながら、計画策定において事業者にも助言している。	・引き続き、風致地区条例や緑地協定制度等の周知啓発に取り組むとともに、中心市街地の緑の保全・創出に向けて民有地緑地の設置・管理への支援を行っていく。 ・引き続き、垣・柵や緑化率の制限について事業者にも助言していく。
・市管理河川（都市基盤河川、準用河川、普通河川）において、浸水被害の軽減に向け計画的に河川整備を進めた。	・引き続き、浸水軽減に向け、地域住民や地権者の理解促進を図りながら、計画的に河川整備を推進する。
・河川区域内の除草や害虫駆除を計画的に行い河川環境の保全に努めるとともに、河川本来の流下能力を発揮できるよう、護岸修繕や堆積土砂の浚渫を実施するなど、適切な維持管理を行った。	・河川の溢水や氾濫を防止し、適正な河川流水機能を確保するため、護岸の修繕や浚渫などを行うとともに、河川区域内の除草や害虫駆除等を計画的に実施することで、河川環境の保全を図り、適正な維持管理を行っていく。
・重要な構成要素の権利者の合意を得て、令和6年1月に文化庁に重要文化的景観選定申出書を提出し、令和6年10月11日に重要文化的景観に選定された。	・大谷地域の案内板の修正などを行うとともに整備活用計画の策定等を進め、景観の保全に努めていく。
・文化財の所有者や文化財愛護活動団体に対し、文化財保存事業費補助を通じた支援を行うとともに、市民遺産制度の新規募集や同制度補助を通じた支援を行い、指定文化財等の適切な保存や活用に取り組んだ。	・引き続き、文化財保存事業費補助金や市民遺産制度を通じた支援を行い、指定文化財等の適切な保存と活用を実施していく。
・鬼怒通り駅東地区（駅東～国道4号）においては、令和7年2月に景観形成重点地区等を指定した。 ・また、釜川周辺地区などにおいては、景観づくり推進協議会や勉強会を開催し、景観形成重点地区指定等に向けた、地元関係者等との意見交換や、景観形成に対する検討を実施することができた。 ・大谷石建築物等の保全・活用については、大谷地区の所有者等に戸別訪問を行い、まちなみ景観保全補助金やライトアップ機材貸出について周知を行った。	・各地区において、引き続き、地域住民・団体や関係機関との連携を図り、魅力ある都市景観の形成に向けた、景観形成重点地区等の指定や景観づくり活動に取り組む。 ・大谷石建築物等の保全・活用への支援については、大谷石建築物の修繕やライトアップ等の支援制度をホームページや所有者への戸別訪問において周知啓発する中で、写真などを効果的に活用し、制度への理解を深めてもらい、大谷石のある魅力的な景観形成の促進に取り組む。
・「第21回宇都宮市まちなみ景観賞」については、応募期間を1年間としたことで応募総数の増加（第20回 101件➡第21回 127件）や季節を感じる景観の応募にも繋がった。 ・「うつのみや百景」事業については、うつのみや百景ツアーやパネル展、出前講座など各事業を適宜実施し、景観に対する意識の高揚を図ることができた。	・今後も、第22回の表彰に向け、「うつのみや百景」の各事業や「宇都宮まちなみアルバム」などを活用し、周知啓発に取り組むことで昨年度以上の応募総数につなげるよう展開する。 ・「うつのみや百景」事業については、「第21回宇都宮まちなみ景観賞」の受賞作品を周回するツアーを企画するなど、引き続き、景観意識の醸成を図る。
・広報紙やホームページ等により、屋外広告物制度の周知を行った。 ・環状線内の国・県道沿いの野立広告物の実態調査を実施し、未許可及び基準違反の広告物については、設置されている土地所有者に対し、広告物の管理者の調査を行った。 ・外部委託により、電柱などに不当に貼られた違反広告物の簡易除却を実施した。	・引き続き、屋外広告物制度の周知や違反広告物の簡易除却に取り組むとともに、環状線内の市道沿いの野立広告物の実態調査を実施し、その結果を踏まえた是正指導実施計画を策定することで屋外広告物の適正な規制誘導に取り組んでいく。

【構成事業の評価：生活環境分野】

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗
4-1	環境調査、監視等の充実	4-1-1	大気汚染状況の監視	(1) 大気汚染の常時監視	大気汚染の常時監視	大気汚染防止法に基づき、大気汚染の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握する。	計画どおり
				(2) 光化学スモッグ対策の推進	光化学スモッグ対策の推進	光化学スモッグに関する常時監視や注意喚起のほか、光化学スモッグ注意報が発令された場合における適切な周知を行う。	計画どおり
		4-1-2	水質汚濁状況の監視	(1) 河川・地下水の水質監視	河川・地下水の水質監視	水質汚濁防止法や「栃木県水質測定計画」に基づき、市域の河川地下水の水質監視を行い、環境基準の達成状況を把握する。	計画どおり
				(2) 異常水質事故の未然防止等の実施	異常水質事故の未然防止等の実施	異常水質事故や地下水汚染による被害を防止する。	計画どおり
		4-1-3	騒音振動の調査	(1) 自動車・新幹線騒音等の調査	自動車・新幹線騒音等の監視	騒音規制法等に基づき自動車騒音、東北新幹線騒音・振動及び航空機騒音に係る調査を行い、環境基準の達成状況を把握するとともに周辺住民の良好な生活環境確保のため要望活動を実施する。	計画どおり
		4-1-4	放射線や化学物質の調査	(1) 放射線量や化学物質調査の実施	放射線量や化学物質調査の実施	放射線量の調査を実施する。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき環境中のダイオキシン類の監視を行い、環境基準の達成状況を把握する。	計画どおり
4-2	発生源対策の充実	4-2-1	工場・事業場の監視・指導	(1) ばい煙・排水・騒音等に関する監視・指導	ばい煙・排水・騒音等に関する監視・指導	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法等に基づき、規制対象施設に係る届出の適切な審査や当該工場・事業場への厳格な立入検査・指導を実施する。	計画どおり
				(2) アスベスト飛散防止対策の推進	アスベスト飛散防止対策の推進【拡充】	改正大気汚染防止法に基づき、アスベストの飛散・ばく露防止の推進を図るため、特定粉じん排出作業を含む解体等工事に係る届出の適切な審査や当該工事への立入検査・指導などを実施する。	計画どおり
				(3) 土壌汚染に関する監視・指導	土壌汚染に関する監視・指導	土壌汚染対策法に基づく届出の適切な審査や、土壌汚染が判明した土地の監視や当該土地所有者等への適切な指導を実施する。	計画どおり
				(4) 公害苦情等に係る相談対応の実施	公害苦情等に係る相談対応の実施	市民から寄せられる公害苦情等に係る相談に適切に対応する。	計画どおり

実績・評価	今後の取組方針
・大気汚染防止法に基づき、市域における大気中の光化学オキシダントやPM_{2.5}など、大気汚染物質の常時監視を適切に実施した。 ・本市の大気環境は良好に保全されているが、大気環境の維持向上のため、引き続き大気汚染の状況を適切に把握する必要がある。	・大気汚染常時監視体制を適宜見直すとともに、測定機器等については適正保守や費用対効果も考慮した計画的な更新により測定値の信頼性を確保しながら、大気汚染の適切な状況把握を行っていく。
・光化学スモッグについて適切な監視や市の広報紙による注意喚起を行った。また、令和6年度は光化学スモッグ注意報は発令されなかったものの、引き続き、光化学スモッグの適切な監視と、注意報発令時の迅速な周知等が必要である。	・光化学オキシダントやその関連物質の常時監視を重点的に行っていく。また、関係機関と連携し、適切かつ迅速な周知等を行っていく。
・水質汚濁防止法及び栃木県の「公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、市域における河川・地下水の水質調査を適切に実施し、本市の河川・地下水の水質は概ね良好に保全されていることが確認できた。 ・当該測定計画の対象とならないPFOS及びPFOAについては、本市の地下水においても指針値超過が確認されたことから、国の「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」等に基づき、超過範囲の把握に向けた調査を実施した。	・発生源の所在や水質の現況等を考慮し、調査地点や調査項目について適宜見直すとともに、適切な委託管理により測定結果の精度を確保しながら、引き続き河川・地下水の水質の適切な状況把握を行っていく。 ・PFOS及びPFOAについては暫定指針値超過範囲の把握に向け、地下水調査を実施するとともに、必要に応じ国に助言を求めながら、原因究明に取り組んでいく。また、河川水については、県と連携しながら、状況の把握に努めていく。
・河川への油類流出等、異常水質事故が3件発生したが、すべて適切に対応した。 ・異常水質事故や地下水汚染防止のための事業者等への啓発を実施した。	・異常水質事故や地下水汚染防止のための事業者等への啓発を継続するとともに、事故発生時は関係課と連携し対策マニュアルに基づく適切な対応を迅速に行っていく。
・騒音・振動の状況を適切に把握し、防衛省、自衛隊及び鉄道会社それぞれに対し、要望書を提出した。引き続き、市域における騒音・振動の適切な状況把握や、騒音等原因者への要望活動などを行っていく必要がある。	・測定精度を確保しながら、騒音等の適切な状況把握を行っていく。また、その結果や苦情の発生状況等を基に関係機関等への要望活動を行っていく。
・空間放射線量・ダイオキシン類の状況を適切に把握した。 ・本市の生活環境は良好に保全されているが、引き続き適切な状況把握を行う必要がある。 ・近年、大規模な自然災害が頻発しており、有害物質の飛散、流出への一層の対応強化が必要がある。	・測定精度を確保しながら、市民の安全安心確保のため、引き続き空間放射線量・ダイオキシン類の測定を行っていく。 ・災害発生時における他市の取組内容について調査・分析を行いながら、緊急時の環境調査の更なる迅速化や事業者への周知啓発の強化等について検討する。
・環境法令に基づく届出を適切に審査した。 ・工場・事業場における排水基準超過が2件発生したが、生活環境への影響が生じないよう、速やかに行政指導を行い改善させた。	・法令遵守の徹底を図るため、各工場・事業場への計画的な立入検査や指導を継続するほか、過去に規制基準を超過した工場・事業場に対しては、立入検査回数を増やすなど監視・指導を重点的に行っていく。 ・適正かつ迅速な届出審査を徹底していく。
・大気汚染防止法に基づく届出のあった解体等工事について、すべて立入検査を行い、作業基準への適合を確認した。令和2年6月に改正された大気汚染防止法に基づき、新たな規制対象として追加されたアスベスト含有成形板等（レベル3）の除去等に関する監視・指導を効果的、効率的に実施するなど、解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策を一層推進する必要がある。	・大気汚染防止法の改正に伴い、令和8年1月から有資格者等による石綿事前調査の対象が工作物まで拡大されることについて周知を図るほか、事業者の法令遵守の徹底を図るため、引き続き、レベルに応じた立入検査を実施し、効果的な指導を実施していく。
・土壤汚染対策法に基づく報告等について適切に審査した。令和6年度は形質変更時要届出区域が新たに2か所指定され、3か所解除された。 ・また、土壤汚染状況調査に関する土地所有者への適切な指導を行った。引き続き、法に基づく審査等や土地所有者等への指導が必要である。	・人への健康被害を防止するため、法に基づく審査等を適切に行うとともに、土地開発に係る事前協議などを活用して情報収集し、土地の形質変更を行う者への土壤調査の指導を適切に行っていく。
・公害苦情等に関する各種相談を183件受け付け、すべて適切に対応した。法令の規制対象とならない公害苦情相談や多分野にまたがる公害苦情相談が顕在化していることから、関係課と連携を図りながら適切に対応していく必要がある。	・複雑・多様化する公害苦情等への適切な対応に向け、相談事例を検証・蓄積していく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗
4-2	発生源対策の充実	4-2-2	事業者等への意識啓発	(1) 宇都宮市環境協定の推進	宇都宮市環境協定の推進	宇都宮市環境協定の締結を促進する。また、締結事業者への協定基準値遵守を指導するとともに、環境にやさしい取組の実施等について推進する。	計画どおり
				(2) 環境保全意識の啓発	環境保全意識の啓発【拡充】	事業者の法令遵守や近隣公害防止への配慮等について、説明会やホームページ等を通じた効果的な環境保全意識の啓発を実施する。	計画どおり
		4-2-3	自動車排出ガス対策の充実	(1) 電気自動車等の普及促進	EVの導入促進【拡充】(再掲)	EV導入を支援することにより、事業者における脱炭素化や災害に対するレジリエンス強化を図る。	計画どおり
					燃料電池車の導入促進【新規】(再掲)	県と連携しながら、市内に水素ステーションの誘致を図るなど、燃料電池自動車等の普及促進を図る。	計画どおり
				(2) 電気自動車等のカーシェアリングの導入検討	電気自動車等のカーシェアリングの導入検討 (再掲)	「L R T沿線における脱炭素化促進事業」における端末交通の脱炭素化策の構築を目指す。	計画どおり
				(3) アイドリングストップの普及拡大	アイドリングストップの普及拡大	「エコドライブ」の普及拡大を図る。	計画どおり
		4-2-4	生活排水対策の充実	(1) 生活排水処理施設整備の推進	生活排水処理施設整備の推進	「生活排水処理基本計画」に基づき生活排水処理施設の整備を計画的に進めていく。	計画どおり
				(2) 公共下水道等における生活排水の監視	公共下水道等における生活排水の監視	「生活排水処理基本計画」に基づき、適正な生活排水の処理が行われていることを確認するため、定期的に水質調査を実施する。	計画どおり

実績・評価	今後の取組方針
・事業者の積極的な環境への取組を促進するため、工業団地の担当者研修会において、協定の概要等について周知を行った。また、協定締結事業者から報告された環境活動について、優良事例を市ホームページ等に掲出した。 ・引き続き、事業者の主体的な環境活動を啓発していく必要がある。	・新たな環境協定締結工場の獲得に向けて協定締結の意義を分かりやすく解説したリーフレットを作成し対象事業者に配付する。
・市民向け啓発チラシを改訂し、6月に自治会回覧を実施（15、422部）。また、工業団地内全企業へ環境行動啓発チラシ等を配付した。 ・引き続き、市民の良好な生活環境を確保するため、事業者等に対し、更なる意識啓発や環境配慮行動の推進を図っていく必要がある。	・事業者の積極的な環境配慮に向けた取組の促進に向け、啓発チラシに掲出する事業者の優れた取組内容を更新する。
・給電性能を備えたBEVについて、国・県が実施する補助交付事業の動向を踏まえ、自動車販売店と連携した周知を随時行った。 ・令和6年度補助件数は149件となった。	・給電性能を備えたBEVについて、国が実施する補助交付事業の動向を踏まえ、適宜補助対象車種を追加するとともに、自動車販売店等と連携した周知を行う。
・国や県と意見交換を実施しながら、燃料電池車の普及に向けた県央地区における水素ステーションの誘致に向け、他県事例や事業者の動向等の情報収集を行った。	・引き続き、国・県や周辺自治体の動向を注視しながら、燃料電池車自動車の普及に向けた水素ステーションの誘致について検討していく。
・「脱炭素先行地域づくり事業（環境省）」において、EV導入に併せた車両の有効活用等の一つとして「カーシェア」の実施について検討を行った。	・脱炭素先行地域外の公共・民間施設において、事業の採算性等事業実施の可能性について、引き続き検討を行う。
・エコ通勤に関するチラシをホームページに継続して掲出したほか、工業団地内の全企業へ配付した。引き続き、「エコドライブ」への意識向上を図る必要がある。	・関連情報の収集に努め、適宜チラシの内容を見直し、継続的なホームページ掲出やチラシの配付による啓発を継続していく。
・公共下水道については、事業計画区域における整備を計画的かつ効率的に実施している。今後も効率的に整備を進めるため、関係課と連携を図り、情報共有に努める必要がある。 ・合併処理浄化槽については、浄化槽整備区域における合併処理浄化槽の整備は順調に進んでいる。今後も生活排水の適正処理の重要性・必要性に関する啓発や補助制度の周知に、継続して取り組むとともに、さらなる合併処理浄化槽の整備促進に向けて、引き続き周知啓発する必要がある。	・公共下水道については、関係課と情報共有を図り、計画的かつ効率的に整備を実施する。 ・合併処理浄化槽については、様々な広報媒体による周知啓発のほか、「単独処理浄化槽からの転換」や「汲み取りトイレからの設置替え」を促進するため、積極的な補助制度の利用勧奨や、保守点検業者や清掃業者を活用した補助制度の周知に取り組む。
・水再生センター等の集合処理施設の放流水を調査し、水質基準に適合していることを確認した。 ・水環境の保全に向け、放流水の水質を把握し、良好な水質を維持する必要がある。	・引き続き、水再生センター等の集合処理施設からの放流水の水質調査を行う。

【構成事業の評価：人づくり分野】

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗
5-1	「もったいない」のこころの醸成	5-1-1	市民総ぐるみによるもったいない運動の推進	(1) もったいない運動を活用した普及啓発	もったいない運動の趣旨やSDGsの理念を取り入れた出前講座の実施【拡充】	出前講座を通して、市民の環境に対する理解や意識をさらに高め、問題解決能力を育成し、環境に配慮した行動の実践につなげる。	計画どおり
					もったいないフェア、コンクール、顕彰事業など普及啓発事業の実施	もったいないフェア等のイベントを通して子供から大人まで幅広い世代に「もったいない運動」の周知を行う。	計画どおり
		5-1-2	もったいない運動を取り入れたイベントの開催	(1) 環境イベント等を通じた普及啓発	環境月間・もったいない月間に合わせた周知啓発（グリーンリボン等）	職員・議員へのグリーンリボンの配布や普及啓発活動などを実施し、市民への周知を図る。	計画どおり
					「もったいないフェア」など環境配慮型イベントの実施	もったいないフェアの開催により各団体が取り組むもったいない運動について市民に周知し実践促進を図る。	計画どおり
					民間企業等と連携した普及啓発の実施	市民会議や民間企業等と連携し、市民・事業者に対して幅広くもったいない運動について周知する。	計画どおり
5-2	自ら学び、自ら行動する人づくりの推進	5-2-1	環境学習の場と機会の提供	(1) 環境配慮行動に資する総合的な情報発信	スマートフォンアプリ・SNS等ICTを活用した情報発信【拡充】	市民に親しみのある情報媒体を活用した情報発信を推進し、市民の環境配慮に関する意識醸成を推進する。	計画どおり
					市民目線に立ったわかりやすい情報発信	環境学習の中核を担う環境学習センターで、実物の展示によってわかりやすく伝えるとともに、環境部全体の連携による効果的な意識啓発の実施について検討していく。	計画どおり
				(2) 環境学習センターを核とした環境学習の充実	環境問題や地域特性を踏まえた環境学習講座の実施【拡充】	受講者の年齢層や地域の環境問題及び市民のニーズに応じた講座を実施する。	計画どおり
					教育機関と連携した環境教育の推進【拡充】	教育機関と連携した環境学習の推進強化を図るため、施設見学等を実施する。	計画どおり

実績・評価	今後の取組方針
・周知チラシを活用し、効果的な周知を行うことで、機会を創出し、講座を実施することができた。	・引き続き、各ターゲットに応じた効果的な周知を行うとともに、講座内容の見直しを行い、出前講座の内容充実を図っていく。
・もったいない運動市民会議と連携し、各世代に応じた効果的な広報媒体を活用するほか、市内市有施設や商業施設において、巡回展を中心に計画的な情報発信を実施した。	・引き続き、SNSやもったいないフェアなどの周知機会を活用し、世代ごとの特徴を踏まえた「もったいない運動」の実践促進を図る。
・毎年6月の環境月間に市職員・議員に対しグリーンリボンの配布を行うほか、「マイMy運動」や「もったいない残しま10!」運動を通し「もったいない」のこころの醸成を図ることができた。 ・より多くの市民にもったいない運動を実践してもらうため、具体的な実践行動を効果的に周知していく必要がある。	・引き続き、グリーンリボンの配布や市内放送などを実施するほか、「残しま10!運動」などの家庭で取り組める身近な「もったいない運動」の周知啓発を行うとともに、全世代を対象に実践促進を図る。
・もったいないフェアでは、「もったいない運動」の更なる認知度向上を目指し、ワークショップなどの参加型・体験型のブースを中心にイベントを開催し、「もったいない」の意識啓発や実践促進を図ることができた。	・もったいないフェアを含めたイベント等でのもったいない運動の実践促進を図るため、効果的な手法を検討し実施していく。
・様々な団体・企業等で構成される「もったいない運動市民会議」と連携し、各団体の特色を生かした効果的な普及啓発を行うなど、もったいない運動の周知啓発を行った。 ・世論調査の結果より、日常生活の中では多くの市民がもったいない運動に取り組んでおり、普及啓発事業、実践促進事業の効果が一定程度見られた。	・引き続き、市民会議や民間企業等と連携し、SNSやもったいないフェアなどの周知機会を活用し、世代ごとの特徴を踏まえた「もったいない運動」の実践促進を図る。
(環境創造課) ・Instagramを活用したもったいない運動の取組やイベントの周知を行うなど、効果的な情報発信を実施することが出来た。 ・リーチ数、フォロワー数が順調に増加していることから、今後も様々な媒体で情報発信をしていく。 (環境保全課) ・Xを活用した情報発信を行い、生物多様性の大切さに気付くためのきっかけとなる情報を効果的に発信することができた。 ・引き続き、身近でわかりやすい情報を発信し、生物多様性についての正しい理解とその保全に関する意識の醸成を図る必要がある。 (ごみ減量課) ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」や市公式LINE「教えてミヤリー」を活用し、資源とごみの分け方・出し方に関する周知啓発に努めた。	(環境創造課) ・引き続き、各種SNSを活用した情報発信を行っていくとともに、市民に普段の生活においても実践できるよう旬な情報の発信に努め、アクセス数の増加を図る。 (環境保全課) ・引き続き、Xを活用した情報発信を行っていくとともに、より効果的な活用に向けた検討を行い、生物多様性の大切さについての理解促進を図る。 (ごみ減量課) ・引き続き、アプリや公式LINEなどのデジタル媒体を積極的に活用し、多世代への情報発信に取り組んでいく。
・昨年度末に天井工事の影響で中止されていた、エコまつりや施設見学の受け入れなどが再開され、センターが実施するイベントや講座等への参加、施設見学数も増加した。 ・各施設見学の参加者を増やしていくため、積極的な案内を実施する必要がある。	・学校や環境学習センター講座参加者に向けての周知など、引き続き効果的な広報活動に取り組んでいく。
・もったいないの意識の醸成を図るためのリサイクル講座の実施など、環境問題を踏まえた講座を実施した。 ・参加者の講座への満足度は高いことから、今後も市民の生活において実践につなげられるような学びを提供できる講座の実施が必要である。	・地球温暖化防止と生物多様性の保全を主軸とした講座の実施に加えて、SDGsやESDの視点を踏まえた環境学習講座についても運営していく。
・みやエコスクール認定校においてそれぞれの特色を生かした環境教育を実施したほか、環境学習センター事業において、ESD(持続可能な開発のための教育)の視点を取り入れた講座を提供するとともに、環境学習講座においても、受講者が環境問題の解決に繋がる身近な取組を考える機会を設けることができた。 ・みやエコスクールの拡大及びESDを取り入れた環境学習講座受講者を増やすため、学校に対し周知啓発を継続して実施する必要がある。	・教育機関との連携を強化し、みやエコスクールに基づく環境教育を推進するほか、環境学習センターの施設見学や一般講座においても、ESDの視点を取り入れた講座を実施する。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗
5-2	自ら学び、自ら行動する人づくりの推進	5-2-1	環境学習の場と機会の提供	(2) 環境学習センターを核とした環境学習の充実	自主活動グループの活動支援	グループでの活動場所や活動成果の発表の場を提供し、人づくりの推進を図る。	計画どおり
					多様な機会を捉えた環境出前講座の実施	小中学校等への案内送付や市広報紙による掲載により環境出前講座の周知を図り、多様な機会を捉えた講座を実施する。	計画どおり
		5-2-2	地域における環境保全活動を担う人材の育成	(1) 環境活動を担う次世代の人材育成	もったいない運動の趣旨やSDGsの理念を取り入れた出前講座の実施	会員企業による出前講座のほか、ジュニア向け講座を実施し、市民、事業者等のSDGsに対する認知度向上や理解・実践の促進を図る。	計画どおり
					「こどもエコクラブ」の育成(再掲)	子どもの頃から環境とふれあい、体験する、子どもエコクラブについて、講座等を実施するなどクラブの育成を図る。	計画どおり
					環境リーダー等の人材育成(再掲)	環境学習講座等々の実施から地域における環境保全活動を担う人材の育成を図る。	計画どおり
					森づくり団体の支援	森林山村多面的機能発揮支援事業やとちぎの元気な森づくり県民税里山林整備事業などを通じて里山整備・維持管理に取り組む団体への補助支援を行い、健全な森づくりに取り組んでいく。	計画どおり
					みやの環境創造提案・実践事業の実施	学生が柔軟な発想やアイデアを活かし、本市における環境問題を地域に適した手法で解決しようとする活動に対して助成することにより、新たな解決法策の創出と地域で環境活動を担う人材の育成を図る。	計画どおり
					E S D 拡大に向けた人材育成手法の検討【新規】	持続可能な社会のづくり手を育成するために、市民や学校等に効果的な周知を行うほか、出前講座等を実施するなど育成手法を検討していく。	計画どおり
5-3	「もったいない」のこころによる実践行動の場と機会の充実	5-3-1	各主体による環境配慮行動の推進	(1) 家庭におけるエコライフの推進	環境配慮行動の実践促進	多くの市民に環境配慮行動の実践を促すため、環境にやさしい行動にポイントを付与するポイント事業を実施する。	計画どおり
				(2) 事業所の環境配慮行動の推進	マイM y (マイバッグ、マイ箸) 運動の推進	広報紙、HP、イベント等で積極的な呼びかけを行い、マイバッグ、マイ箸の利用を促す。	計画どおり
					ECOうつのみや21認定制度の推進	商工会議所と連携し様々な機会を捉えながら周知を行い新規認定事業者の拡大を図るとともに、認定更新期を迎えた事業者に対しては、更新の働きかけを行う。	計画どおり

実績・評価	今後の取組方針
・環境学習センターの研修室や工作室を活動場所として貸し出すほか、イベントにおいて体験ブースを企画運営してもらうなどの活動支援を実施した。 ・自主グループについては、メンバーが固定化、高齢化していることから、環境学習センター講座やイベントにおける自主グループ活動の周知を通じて、新規加入者の獲得を促していく。	・引き続き、講座やイベントにおいて、自主グループの活動成果の発表機会を提供する。
(環境創造課) ・小中学校や広報紙、放課後子ども教室や市HP等において積極的に周知を行ったほか、企業等と連携することにより、多様な機会を捉えた講座を実施することができた。 ・今後は、持続可能な社会に寄与する人材を育成するため、一時的な学習にとどまらず、将来の生活にも活かしていけるような講座内容の検討する必要がある。 (環境保全課) ・生物多様性の大切さについての理解促進を目的とした講座を実施することができた。 ・今後とも、生物多様性に関する世代に応じた理解促進を図るため、学校等と連携し、生物多様性に関心を持たせ・理解を深める場を提供していく必要がある。 (ごみ減量課) ・小学校における社会科補助教材の活用や小・中学校における環境出前講座の開催により、3Rの重要性や環境配慮行動の促進を図った。	(環境創造課) ・引き続き、様々な媒体を活用し、広く周知を行っていくほか、将来世代にわたって市民への環境問題に対する意識の向上を図るため、SDGsやESDの理念を取り入れながら、質の高い講座を実施する。 (環境保全課) ・引き続き、子どもたちをはじめ、幅広い世代を対象に出前講座を実施していく。また、学校と連携した「宇都宮学」による学ぶ場を提供していく。 (ごみ減量課) ・引き続き、小学校4年生を対象とした社会科補助教材の作成・配布に取り組むとともに、教育委員会と協議しながら電子化に向けた検討を行うなど、年齢層、市民のニーズに応じた環境出前講座を実施していく。
・周知チラシを活用し、効果的な周知を行うことで、機会を創出し、講座を実施することができた。	・引き続き、各ターゲットに応じた効果的な周知を行うとともに、講座内容の見直しを行い、出前講座の内容充実を図っていく。
・環境学習センターを事務局とする環境未来館こどもエコクラブ及びみずほの自然探検隊のメンバーは定員以上の申込があり、盛況となっている。	・引き続き、仕様書に定める環境学習センターの指定管理業務として、各種情報提供や適切な指導を通じてクラブの育成を図っていく。
・講座の実施にあたっては、教育機関や環境団体、地域団体等との連携を強化し、幅広い主体における人材育成を図ることが出来た。 ・環境保全活動を担う人材育成につなげるため、もったいない講座の実施における連携について、一層の強化を図る必要がある。	・環境保全活動に取り組む団体等に講座を実施してもらうよう働きかけを行うなど、地域団体との連携の強化を図る。
・市内の里山林で活動する森づくり団体（3団体）の活動を支援し、団体活動の活性化と山林の保全に寄与した。	・引き続き、既存の活動団体への支援を行うとともに、更なる活用促進に向け積極的な周知を図る。
・4団体の活動を助成し、チャレンジもったいない2024での中間報告や、エコまつり2025での成果報告を行い、事業の周知を図ることができた。 ・一方で、環境活動を担う人材育成を図るため、新たな実践団体の確保や活動成果を有効活用していく必要がある。	・募集案内に本市の環境問題の具体的な活動例を紹介するとともに、環境教育に関心の高い学校・教員へ働きかけるなど市内の高校等に対する積極的な周知を図る。 ・活動成果の有効活用するために、これまでの活動を取りまとめ、市HPやイベント等の機会を捉えた周知啓発を図る。
・SDGs実現に向けた人材を育成するために、各種出前講座を実施した。	・引き続き、出前講座を通じて、人材育成につなげていくほか、出前講座以外の効果的な手法についても検討していく。
・アプリを活用したポイント事業を本格実施し、市民の環境配慮行動の更なる促進を図った。	・アプリの新規登録者を増やすため、アプリの周知やイベントの開催などを行う。
・各種イベントやHP等において普及啓発を行い、マイバック、マイ箸の利用を促すことができた。 ・ブラごみを含め、ごみの削減に取り組む必要があり、実践を促進する効果的な取組が必要である。	・これまでの普及啓発に加え、実践を促進する手法やマイムy運動の今後の取組について検討を行う。
・令和6年度末時点で35事業所が認定されており、事業所における省エネ活動の促進が図られた。 ・認定事業所数については微減しており、新規認定事業所数も伸び悩んでいることから、中小企業に対する同制度の認知度向上など引き続き新規事業所の拡大に取り組む必要がある。	・商工会議所と連携しながら、中小企業向けの周知を強化するとともに、広報紙や機関紙等を活用した情報発信を行う。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容	事業の進捗
5-3	「もったいない」 の ところ による 実践 行動 の 場 と 機 会 の 充 実	5-3-1	各主体 による 環境 配慮 行動 の 推進	(3) 学校等 における 環境 配慮 行動 の 推進	みやエコスクール認定 制度等の推進	認定校において、P D C Aサイクルによる環境配慮行動の 推進を図るとともに、学校での主体的・積極的な環境に配 慮した取組について情報発信を行う。	計画どおり
				(4) 市の率先 した「もった いない運動」の 推進	市の事務事業における 「もったいない運動」 の推進	「もったいないのこころ」持って、率先して環境配慮行動 に取り組む職員の育成を推進する。	計画どおり
					グリーン調達推進方針 に基づくグリーン購入 の推進	職員の意識啓発を図るため研修や説明会を実施し、積極的 なグリーン調達を促す。	計画どおり
		5-3-2	多様な活 動主体間 の連携促 進	(1) 環境団体 の育成、連携促 進	もったいない運動市民 会議など各種ネット ワーク組織への活動支 援 【拡充】	環境行政の情報提供や意見交換を適宜実施することでもっ たいない運動市民会議や環境行動フォーラム等ネットワー ク組織の活動活性化を図る。	計画どおり
					地域における環境保全 活動に関する情報発信	地域団体等との連携を図りながら、積極的な広報機会を捉 え情報発信を行う。	計画どおり
					リサイクル推進員活動 支援の推進 (再掲)	研修会の開催や情報紙「みやくるりん」の発行等の事業を 通して、地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担う リサイクル推進員の活動を支援する。	計画どおり
					環境団体相互の交流の 促進	環境学習センターを核として、地域団体や福祉団体など、 多様な団体が交流する機会を確保する。	計画どおり
				(2) 協働によ る実践行動の 促進	みやの環境創造提案・ 実践事業の実施 (再掲)	学生が柔軟な発想やアイデアを活かし、本市における環境 問題を地域に適した手法で解決しようとする活動に対して 助成することにより、新たな解決法策の創出と地域で環境 活動を担う人材の育成を図る。	計画どおり
					J-クレジット制度を 活用したみやC O 2バ イバイプロジェクトの 実施	市民・事業者による環境行動の好循環を生み出すため、市 民が住宅へ太陽光発電システムの設置により生み出したC O2削減量を、国のJ-クレジット制度を活用し売買可能な 価値であるクレジットに換え、市内事業者等へ売却を通じ て事業者における環境活動を促進するとともに、売却益を 市内で活動する学生団体の環境活動支援に活用する。	計画どおり

実績・評価	今後の取組方針
・認定校における環境配慮行動の実践事例を取り上げ、みやエコっ子通信として認定校への配布や市HPへの公表を行うことで、学校における環境配慮行動に関する情報を広く発信し、みやエコスクール認定制度の周知及び環境配慮行動の推進を図ることができた。 ・既認定校におけるエネルギー使用量削減の促進を図った。	・引き続き、市内小中学校全校認定に向けて、未認定校に対し働きかけを行うとともに、環境問題に幅広くアプローチしていくため、省エネルギーに関する取組等、先進的な環境配慮行動に取り組む学校の情報提供を行う。
・全庁掲示板毎月1日の「もったいないの日」や10日の「残しま10の日」の掲示等による周知啓発を行うことで、市の事務事業において「もったいない運動」を推進できた。 ・庁内における更なる取組推進に向けた機運の醸成が必要がある。	・もったいないEMS事務研修等による周知啓発を継続的に実施することで環境配慮行動に取り組む職員を育成し、全庁を挙げた「もったいない運動」を推進する。
・各種研修や全庁掲示板への掲示等による周知啓発を行うことで、庁内におけるグリーン調達について推進できた。 ・達成率100%に向けたグリーン調達の徹底が必要である。	・研修等における周知啓発を継続し、グリーン調達の100%達成を促す。
・もったいない運動市民会議は市民会議、企画検討会議や各部会などの会議で意見交換を行い、情報共有、方向性の検討を適宜行った。 ・環境学習センターの指定管理者である環境行動フォーラムと、毎月の報告会や4半期ごとの意見交換会を実施し、活動に対し適宜指導等を行うことができた。 ・今後は、更なる情報の共有化を図る必要がある。	・今後も定期的な意見交換を実施し、もったいない運動市民会議の適切な運営、ネットワーク組織の活動活性化を図る。
・宇都宮コミュニティメディア「ミヤラジ」やホームページ、SNSを活用した情報発信のほか、チャレンジもったいない2024やエコまつり2025における環境創造提案に係る情報発信など、地域の環境活動に関する情報発信の場を創出した。 ・効果的な発信方法の検討する必要がある。	・もったいない市民会議委員を通じた地域団体等との連携を図りながら、積極的に広報機会を捉え情報発信を行う。
・情報紙「みやくるりん」において他地域の好事例を紹介するなど、リサイクル推進員の育成及び活動の支援を図った。 ・リサイクル推進員との連携により、地域における資源とごみの分別・排出指導やごみステーションの適正管理等の円滑な活動支援を図った。	・研修会等の開催などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援を行う。 ・情報紙「みやくるりん」の発行については、適宜、リサイクル推進員のニーズを捉えた内容に見直ししていく。
・環境学習センターにおいて、「チャレンジもったいない」等のイベント開催により、地域や環境団体、自主グループ、福祉団体等と連携した活動を実施することができた。	・今後も環境学習講座やイベントの開催において、地域や環境団体、自主グループ、福祉団体等との連携を図る。
・4団体の活動を助成し、チャレンジもったいない2024での中間報告や、エコまつり2025での成果報告を行い、事業の周知を図ることができた。 ・一方で、環境活動を担う人材育成を図るため、新たな実践団体の確保や活動成果を有効活用していく必要がある。	・募集案内に本市の環境問題の具体的な活動例を紹介をしたり、環境教育に関心の高い学校・教員へ働きかけるなど市内の高校等に対する積極的な周知を図る。 ・活動成果の有効活用するために、これまでの活動を取りまとめ、市HPやイベント等の機会を捉えた周知啓発を図る。
・プロジェクトの累積参加者数が2,543人、累計クレジット創出量が4,918t-CO2なり、毎年一定数の参加者を確保できている、事業の目的を一定程度達成することができた。 ・一方で、クレジット創出の対象となるプロジェクトへの参加市民の確保や、事業者等へのクレジットの販売・活用促進による事業の周知及びクレジットを購入した企業の事業活動の周知する必要がある。	・事業者等へのクレジットの販売・活用促進による事業の周知及びクレジットを購入した企業の事業活動の周知するために、イベントでのチラシ配布や事業者への訪問などにより、市内の取組事例や経営的なメリットを周知し、事業者の関心を高め、クレジットの販売促進につなげる。